

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月30日

【事業年度】 第3期(自平成27年6月1日至平成28年5月31日)

【会社名】 E R Iホールディングス株式会社

【英訳名】 ERI HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 増田 明世

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂八丁目5番26号

【電話番号】 03-5770-1520

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理財務グループ長 加藤 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂八丁目5番26号

【電話番号】 03-5770-1520

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理財務グループ長 加藤 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月
売上高 (千円)	12,509,475	11,949,056	11,470,660
経常利益 (千円)	651,065	331,464	625,966
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失( ) (千円)	41,242	18,391	414,345
包括利益 (千円)	42,672	19,086	414,218
純資産額 (千円)	2,199,996	2,072,301	2,320,125
総資産額 (千円)	4,382,305	4,296,128	4,110,369
1株当たり純資産額 (円)	285.09	265.32	295.60
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額( ) (円)	5.33	2.37	52.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	50.1	48.1	56.3
自己資本利益率 (%)	1.7	0.9	18.9
株価収益率 (倍)	222.3	424.0	16.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	708,247	715,205	252,352
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	157,542	36,974	13,232
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	301,460	262,153	270,095
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,851,291	2,341,318	2,336,808
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,003 (86)	1,004 (85)	996 (95)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

従来、構造計算適合性判定は指定確認検査機関等が建築主等より手数料を受領し、指定構造計算適合性判定機関へ申請していましたが、建築基準法改正により平成27年6月から建築主等が指定構造計算適合性判定機関へ直接申請する仕組みへ変更となりました。それに伴い、構造計算適合性判定の申請に係る手数料が売上高に計上されなくなっております。

第3期の売上高の減少は、上記の理由によるものであり、構造計算適合性判定の申請に係る手数料を控除した売上高は、第2期と比べて4.4%増加しております。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当社は、平成25年12月2日設立のため、それ以前に係る記載はしておりません。

4 第1期の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった日本E R I株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しております。

5 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失( )」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期
決算年月	平成26年 5 月	平成27年 5 月	平成28年 5 月
売上高 (千円)	1,016,000	575,100	579,600
経常利益 (千円)	826,056	80,445	53,211
当期純利益 (千円)	815,671	34,015	34,284
資本金 (千円)	992,784	992,784	992,784
発行済株式総数 (株)	7,832,400	7,832,400	7,832,400
純資産額 (千円)	2,995,366	2,883,333	2,751,223
総資産額 (千円)	3,207,430	3,070,185	2,841,108
1株当たり純資産額 (円)	389.05	370.06	351.27
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	17 ( )	30 (17)	30 (15)
1株当たり当期純利益金額 (円)	106.05	4.39	4.38
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	93.4	93.9	96.8
自己資本利益率 (%)	30.5	1.2	1.2
株価収益率 (倍)	11.2	229.3	194.4
配当性向 (%)	16.0	683.0	684.6
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	2 ( )	15 (6)	19 (6)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 3 当社は、平成25年12月2日設立のため、それ以前に係る記載はしておりません。

## 2 【沿革】

年月	事業内容
平成25年12月	日本E R I株式会社が単独株式移転の方法により当社を設立し、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場（日本E R I株式会社株式は平成25年11月に上場廃止）。
平成26年6月	日本E R I株式会社の子会社2社（株式会社E R Iソリューション、株式会社東京建築検査機構）について、現物配当によりその株式を取得し、当社の直接の子会社となる。

（参考 日本E R I株式会社の株式移転までの沿革）

年月	事業内容
平成11年11月	住宅品確法(注1)に基づく住宅の性能評価・検査業務、建築基準法(注2)に基づく建築物の確認検査業務を目的として、東京都港区赤坂に日本イーアールアイ株式会社(現 日本E R I株式会社)を設立。
平成12年3月	建築基準法に基づく指定確認検査機関として、民間会社では初めて建設大臣(現 国土交通大臣)の指定を受け、確認検査業務を開始。
平成12年10月	住宅品確法に基づく指定住宅性能評価機関として建設大臣(現 国土交通大臣)の指定を受け、新築住宅に係る住宅性能評価業務(注3)を開始。 新築住宅の瑕疵保証業務(損害保険会社により全て付保)を行う日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社E R Iソリューション)を全額出資により設立。
平成14年3月	東京都港区区内で本社移転。
平成15年11月	日本イーアールアイ株式会社から現社名である日本E R I株式会社へ商号変更。
平成16年7月	株式会社クリックエンタープライズより、「すまいと事業」を譲受し、日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社E R Iソリューション)にて建築資金出来高支払管理業務を開始。
平成16年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成18年3月	住宅品確法の改正により住宅性能評価機関等は指定制から登録制に移行。登録住宅性能評価機関、登録試験機関、登録住宅型式性能等認定機関の登録を行う。
平成22年3月	建築士の定期講習や建築関連技術の情報提供を目的に、株式会社E R Iアカデミーを全額出資により設立。
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所(JASDAQ市場)に上場。
平成22年5月	日本住宅ワランティ株式会社から現社名である株式会社E R Iソリューションへ商号変更。
平成22年10月	大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に株式を上場。
平成24年5月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
平成24年7月	大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における株式を上場廃止。
平成25年5月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。 株式会社東京建築検査機構発行済株式の76.9%を取得。
平成25年10月	株式会社東京建築検査機構の減増資を実施。持株比率は94.6%に増加。

(注) 1 住宅品確法

住宅の品質確保の促進等に関する法律を指し、通常「住宅品確法」と称されており、住宅市場の条件整備と活性化を目的に、平成11年6月公布されました。

同法は以下3つの柱、新築住宅の契約に関する瑕疵保証制度の充実(10年間の修補責任等の義務化)、住宅性能表示制度の整備、住宅専門の紛争処理体制の整備、を主たる内容とし、平成12年4月から施行されていますが、の住宅性能表示制度については、平成12年7月に日本住宅性能表示基準・評価方法基準が制定され、同年10月に本格的にスタートしました。

2 建築基準法

同法は住民の生命・健康・財産を守るために、建築物についての最低の基準を規定した法律で、建築工事に着工する前に、その建築計画が「建築基準関係規定」に適合しているかどうか、「建築確認」を受けることを義務付ける制度を定めています。また「建築確認」を受けた建築物が完成した時には、建築主事の完了検査を受け、検査済証を受けてからでなければ、建築物を使用することができないことも定めています。

平成10年6月に法制定(昭和25年)以来の抜本的な改正が公布され、これまで特定行政庁の建築主事が専ら行ってきた建築確認・完了検査が平成11年5月以降は民間に開放され、一定の審査能力を備える公正中立な民間機関(指定確認検査機関)が確認検査をできるようになりました。

3 住宅性能評価

登録住宅性能評価機関は、国土交通大臣が定めた日本住宅性能表示基準・評価方法基準に従い、住宅の性能を構造の安定、火災時の安全、空気環境、音環境など10分野(平成28年5月現在)について評価、表示し、住宅性能評価書を交付します。住宅性能評価は任意の制度で、その利用は住宅供給者又は取得者の選択によります。

住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめた設計住宅性能評価書、及び施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめた建設住宅性能評価書の2種類があります。

### 3 【事業の内容】

当社は平成25年12月2日に単独株式移転の方法により日本E R I株式会社の完全親会社として設立されました。当社グループは、純粋持株会社である当社及び連結子会社4社(日本E R I株式会社、株式会社E R Iソリューション、株式会社E R Iアカデミー及び株式会社東京建築検査機構)の計5社で構成され、建築物等に関する専門的第三者機関として、社名にある、Evaluation(評価) Rating(格付け) Inspection(検査)を主な事業として展開しております。当社グループの事業における各社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりで、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

なお、当社は有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

#### 確認検査事業

建築基準法に基づく建築物の建築確認検査機関 1として、建築確認業務、中間検査業務、完了検査業務を行っております。

(主な関係会社) 日本E R I株式会社

#### 住宅性能評価及び関連事業

住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「住宅品質法」という。)に基づく住宅性能評価機関 2として、設計住宅性能評価業務、建設住宅性能評価業務を行っております。また関連事業として、長期優良住宅の認定に係る技術的審査を行っております。

(主な関係会社) 日本E R I株式会社

#### その他

住宅瑕疵担保責任保険に係る保険法人からの受託業務、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、建築基準法に基づく性能評価業務 3、建築物の型式適合認定 4、住宅型式性能認定 5、特別評価方法認定のための試験業務 6、住宅省エネラベルの審査 7、省エネ法に基づく建築物調査 7、耐震診断・耐震改修計画の判定、低炭素建築物の技術的審査業務、B E L S(建築物省エネルギー性能表示制度)に係る評価業務、エネルギーパス第三者認証業務、建築基準法適合状況調査などを行っております。

また、株式会社E R Iソリューションにおいて、不動産取引等におけるデューデリジェンス事業(エンジニアリング・レポートの作成など)、省エネ・環境関連業務(CASBEE認証など)、インスペクション事業(施工中・既存の建築物などに関する各種検査・調査・評価の実施及びレポートの作成、非破壊検査、構造計算書の検証、施工監査など)、すまいと・コンシューマー事業(建築資金支払管理や既存住宅の性能評価・第三者調査・検査・診断など)を、株式会社E R Iアカデミーにおいて、建築士定期講習 8、建築基準適合判定資格者検定の受検講座、建築技術者向けセミナーなどを実施しております。

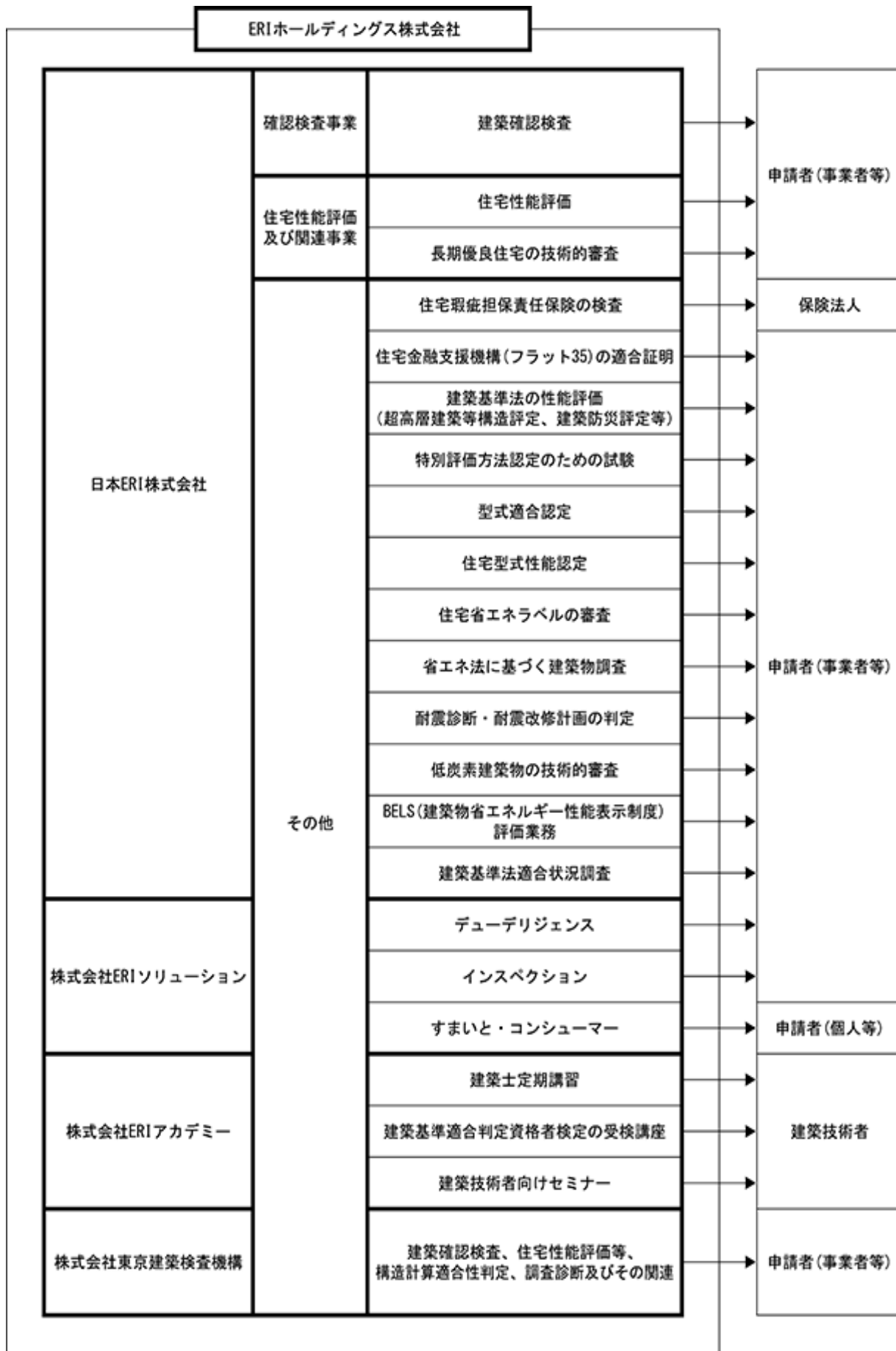
(主な関係会社) 日本E R I株式会社、株式会社E R Iソリューション、株式会社E R Iアカデミー

なお、株式会社東京建築検査機構は、確認検査事業・住宅性能評価事業及び関連事業・構造計算適合性判定事業 9・調査診断事業などを行っておりますが、セグメントとしてはすべて その他に区分しております。

- 1 指定確認検査機関(国土交通大臣第5号)
- 2 登録住宅性能評価機関(国土交通大臣第5号)
- 3 指定性能評価機関(国土交通大臣第10号)
- 4 指定認定機関(国土交通大臣第7号)
- 5 登録住宅型式性能認定等機関(国土交通大臣第7号)
- 6 登録試験機関(国土交通大臣第6号)
- 7 登録建築物調査機関(国土交通大臣第1号)
- 8 登録講習機関(国土交通大臣一級建築士定期講習第9号、二級建築士定期講習第8号)
- 9 構造計算適合性判定機関(国土交通大臣第7号)

〔当社グループ業務の系統図〕

平成28年5月31日現在



(1) 確認検査事業

< 建築確認検査 >

建築基準法には、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準が定められ、その基準に建築物が適合しているかどうかをチェックする建築確認・検査制度があります。一般に建築物を建築しようとする場合、建築主は建築工事の着手前と完了時に特定行政庁 1における建築主事 2又は民間の指定確認検査機関に申請し、確認済証や検査済証の交付を受けることが義務付けられています。

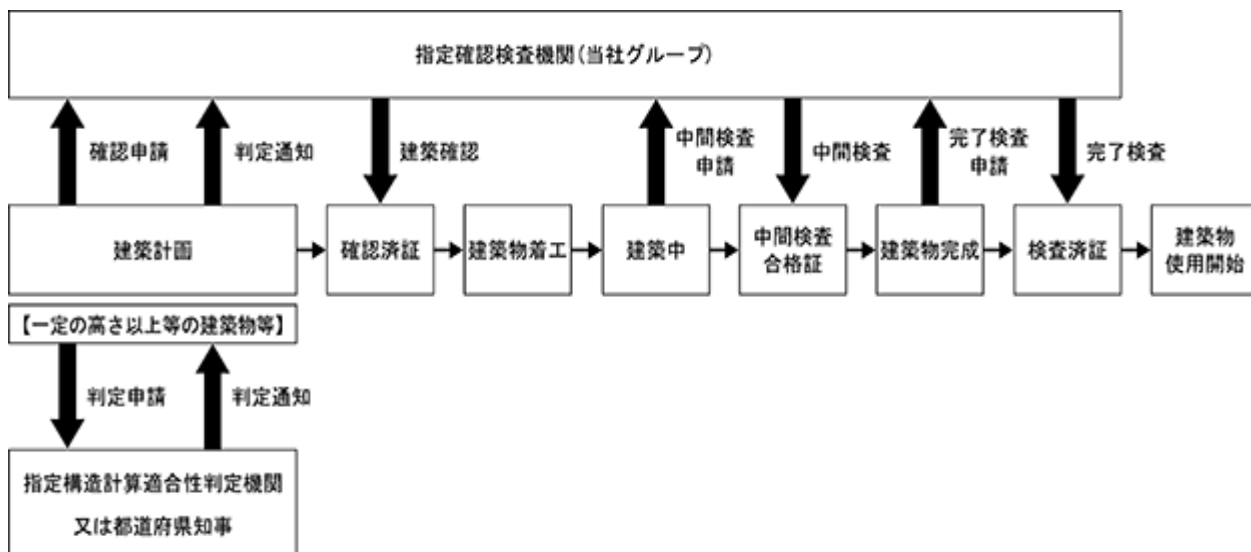
当社グループは、指定確認検査機関として、日本 E R I 株式会社の全国34ヵ所の本支店及び株式会社東京建築検査機構に、国家資格である建築基準適合判定資格者検定に合格した確認検査員547名(平成28年 5月31日現在)が在籍し、確認検査業務に従事しております。

建築確認・検査業務の流れは下図のとおりであります。当社グループは、申請者から確認申請書及び設計図書の提出を受けて審査・検査し、当該建築計画について建築基準法のほか、都市計画法、消防法、下水道法など建築基準関係規定並びにこれに基づく各地方の条例に照らし適合性を確認し、確認済証を交付いたします。この際、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物については、第三者(都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関)による構造計算適合性判定が義務付けられています。建築工事の完了時には確認検査員による現場検査が行われ、適合性を確認し、検査済証を交付いたします。なお、一定の規模の共同住宅に定められた特定工程や一定の構造、用途等の建築物について特定行政庁が指定する特定工程においては、当該特定工程に係る工事を終えた時に中間検査を受けなければならないとされており、完了検査と同様に確認検査員による現場検査が行われ、適合性を確認し、中間検査合格証を交付しております。

- 1 建築確認業務を執行する行政機関(原則として人口25万人以上の市区町村の長、及び都道府県知事)をいう。
- 2 建築確認に関する事務を司らせるためおいたもの。

[ 確認検査の流れ ]

平成28年 5月31日現在





〔建築基準法の改正〕

平成10年6月12日に建築基準法が改正公布され、従来、特定行政庁の建築主事のみによって行われていた建築確認・検査が一定の要件を満たす民間の指定確認検査機関に開放されました。その背景として、平成7年に発生した阪神淡路大震災が契機となり、完了検査率の向上や違反建築物の監視・取締など建築基準法の厳正な運用をすべきとの議論が強まるなか、建築主事や建築監視員など建築行政におけるマンパワーの不足が問題となりました。そこで、民間活力の利用によるマンパワーの代替及び競争による技術水準・サービスの向上等を狙いとして、裁量の余地が基本的にはないとされる建築確認・検査を民間開放し、行政では違反建築物の監視・取締など行政の権限でなければならない分野へのシフトを進める制度改革が行われました。

確認検査業務を行う民間の指定確認検査機関は、特定行政庁の建築主事と同様な高い技術力、専門性、公正中立性ととともに、建築主・設計者・施工者等と利害のない第三者性が必要であることから、国土交通大臣又は都道府県知事により公的な確認検査機関として様々な規制を受けることとなっております。

また、平成19年6月20日に改正建築基準法が施行され、建築確認制度や構造規定の見直しを軸とした大改革がなされ、申請書類が増大するとともに構造計算適合性判定も導入されました。

改正法施行当初は建築・住宅業界において、建築確認手続きの混乱が発生し、新設住宅着工戸数が大幅に減少するなどの影響がありました。特に構造計算適合性判定が義務付けられた大型建築物等への影響が大きく、建設投資全体でも大きな落ち込みが見られました。

その後、建築確認審査の迅速化及び申請図書の見直し等の観点から制度が見直され、二度にわたり建築確認手続き等の運用改善が行われたことにより、建築確認審査の迅速化が図られました。

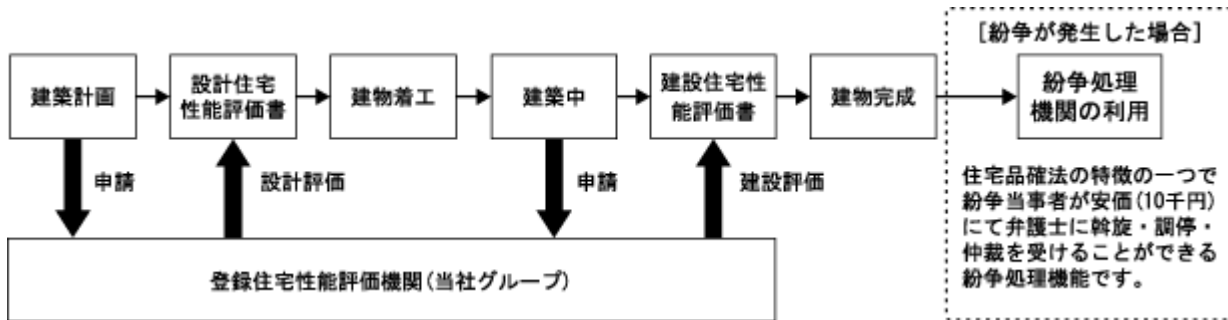
平成27年6月1日に改正建築基準法が施行され、より合理的かつ実効性の高い確認検査制度を構築するため、構造計算適合性判定制度の見直しや仮使用制度の民間開放などが行われました。

(2) 住宅性能評価及び関連事業

< 住宅性能評価 >

住宅品確法に定める「住宅性能表示制度」に基づき、登録住宅性能評価機関として住宅の性能評価を行う業務であります。住宅性能評価の流れは下図のとおりであり、住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめた設計住宅性能評価書と、施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめた建設住宅性能評価書との2種類があり、段階的に交付されます。

〔住宅性能評価の流れ〕



〔住宅品確法の創設〕

平成11年6月に公布された住宅品確法は、量的確保から良質な住宅ストックの形成を図るという住宅政策転換の根幹を支えるものであり、住宅性能表示制度の創設、住宅に係る紛争処理体制の整備、新築住宅に係る瑕疵担保責任の特例（10年保証）が3つの柱となっております。

これまで、住宅の瑕疵担保期間は契約で自由に変更可能でしたが、住宅供給者は本特例により全ての新築住宅の基本構造部分については引渡時から最低10年間の瑕疵担保責任を負うこととなりました。

住宅性能表示制度の適用は任意となっておりますが、新築住宅を取得しようとする消費者にとって住宅の性能の相互比較ができたり、性能上の要求が設計者・施工者と共通に認識され望みどおりの新築住宅をつくることができ、また、評価を受けた設計図書どおりの施工が確実にされることなどのメリットがあります。一方、住宅供給者にとって中立公正な第三者機関が交付した住宅性能評価書やその写しを新築住宅の請負契約書や売買契約書に添付することで、消費者の信頼を得られ易くなるうえ、住宅ローンの優遇や地震保険の割引、住宅金融支援機構提携フラット35に係る手続きの簡素化など優位性を訴求することができるようになります。

新築住宅の性能を表示する共通ルールとして国土交通大臣により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準が定められています。性能表示基準は10分野から成り立っており、表示事項それぞれに数段階の等級表示や数値表示等が用いられます。

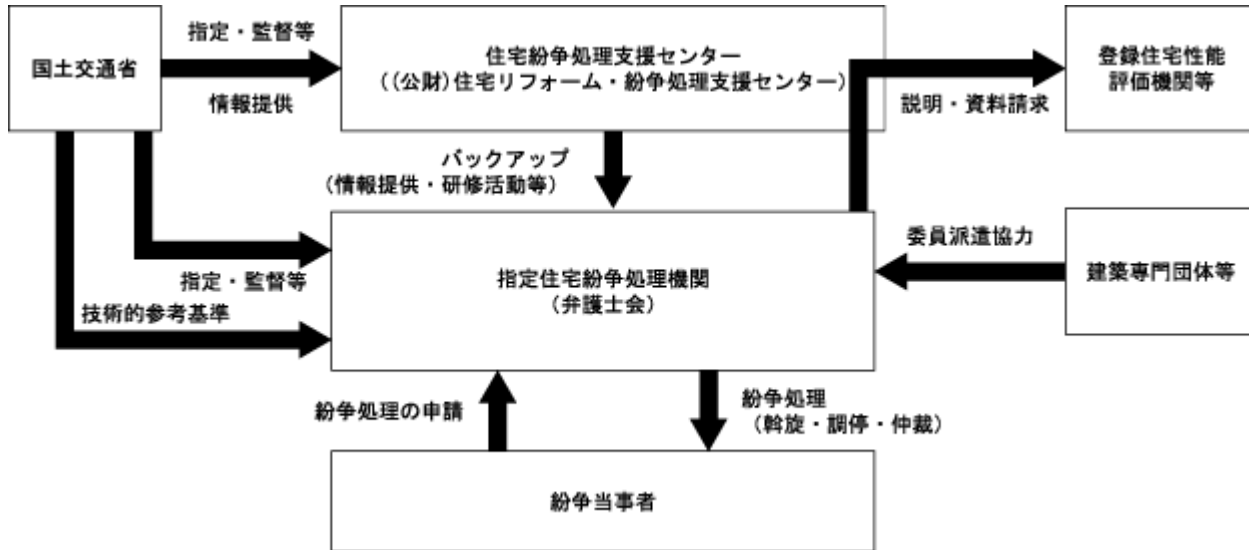
なお、いわゆる中古住宅についても平成14年12月から「既存住宅性能評価」制度がスタートし、当社グループでは平成15年4月から同業務を開始しております。しかし、同制度は、今のところ新築住宅の性能評価と比べて認知度・普及率が極めて低いのが現状であります。

## 〔日本住宅性能表示基準(新築住宅)の概要〕

分野	表示事項
構造の安定に関すること	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)
	耐震等級(構造躯体の損傷防止)
	その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
	基礎の構造方法及び形式等
火災時の安全に関すること	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)
	感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)
	避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)
	脱出対策(火災時)
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))
	耐火等級(界壁及び界床)
劣化の軽減に関すること	劣化対策等級(構造躯体等)
維持管理・更新への配慮に関する こと	維持管理対策等級(専用配管)
	維持管理対策等級(共用配管)
	更新対策(共用排水管)
	更新対策(住戸専用部)
温熱環境・エネルギー消費量に 関すること	断熱等性能等級
	一次エネルギー消費量等級
空気環境に関すること	ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏)
	換気対策
	室内空気中の化学物質の濃度等
光・視環境に関すること	単純開口率
	方位別開口比
音環境に関すること	重量床衝撃音対策
	軽量床衝撃音対策
	透過損失等級(界壁)
	透過損失等級(外壁開口部)
高齢者等への配慮に関すること	高齢者等配慮対策等級(専用部分)
	高齢者等配慮対策等級(共用部分)
防犯に関すること	開口部の侵入防止対策

住宅性能表示制度に関連して住宅専門の紛争処理支援体制が整備されております。下図のとおり、建設住宅性能評価書が交付された住宅については、国土交通大臣が指定する各地の弁護士会にある指定住宅紛争処理機関に申請すれば、手数料1万円で専門家(弁護士、建築士等)による円滑、迅速で専門的な紛争処理を受けることができる仕組みであり、同制度を支えるために登録住宅性能評価機関は建設住宅性能評価1件につき4,000円の負担金を納付しております。

〔紛争処理支援機能のイメージ〕



<長期優良住宅の認定に係る技術的審査>

長期優良住宅とは、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する等の住宅です。

当社グループは平成21年6月4日に施行された長期優良住宅の普及の促進に関する法律による長期優良住宅の認定に先立って技術的審査を行っております。所管行政庁が認定を行う前に技術的審査を行うことで、申請者はスムーズに認定を受けることが可能となります。

(3) その他

<住宅瑕疵担保責任保険の検査>

新築住宅の発注者や買主を保護するため、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）が平成21年10月1日より本格施行され、新築住宅の請負人（建設業者）や売主（宅建業者）に対し資力確保措置（保険への加入又は保証金の供託）が義務付けられました。当社グループでは、住宅瑕疵担保責任保険を取扱う指定保険法人の現場検査業務や保険募集業務（受付）等を受託し、日本E R I株式会社の全国各支店及び株式会社東京建築検査機構で対応しております。

<構造計算適合性判定>

一定の規模以上の建築物の確認申請において、都道府県知事に指定された構造計算適合性判定機関によるダブルチェックが平成19年6月20日より義務付けられました。概要につきましては、「第1 企業の概況 3 事業の内容（1）確認検査事業〔確認検査の流れ〕」をご参照ください。当社グループは依頼があった際に指定構造計算適合性判定機関として審査を行い、他の指定確認検査機関などに「構造計算適合性判定結果通知書」を交付しております。

<住宅金融支援機構（フラット35）の審査・適合証明>

当社グループは、独立行政法人住宅金融支援機構が手がける、住宅ローン（フラット35）の供給を支援する証券化支援業務の検査（適合証明）を行っています。住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを設計時及び施工時に検査します。

<建築基準法の性能評価>

超高層建築の構造評定

超高層建築物(高さ60メートル超)については、建築確認に先立って構造の安全性を評価する構造評定を受けることが建築基準法によって義務付けられています。この超高層建築物に係る構造評定は高度な技術力を要することから実施機関が限られておりますが、当社グループは数少ない民間実施機関のひとつとして、学識経験者などにより構成される評定委員会で構造の安定性審査を実施し、「性能評価書」を交付しております。

建築防災評定

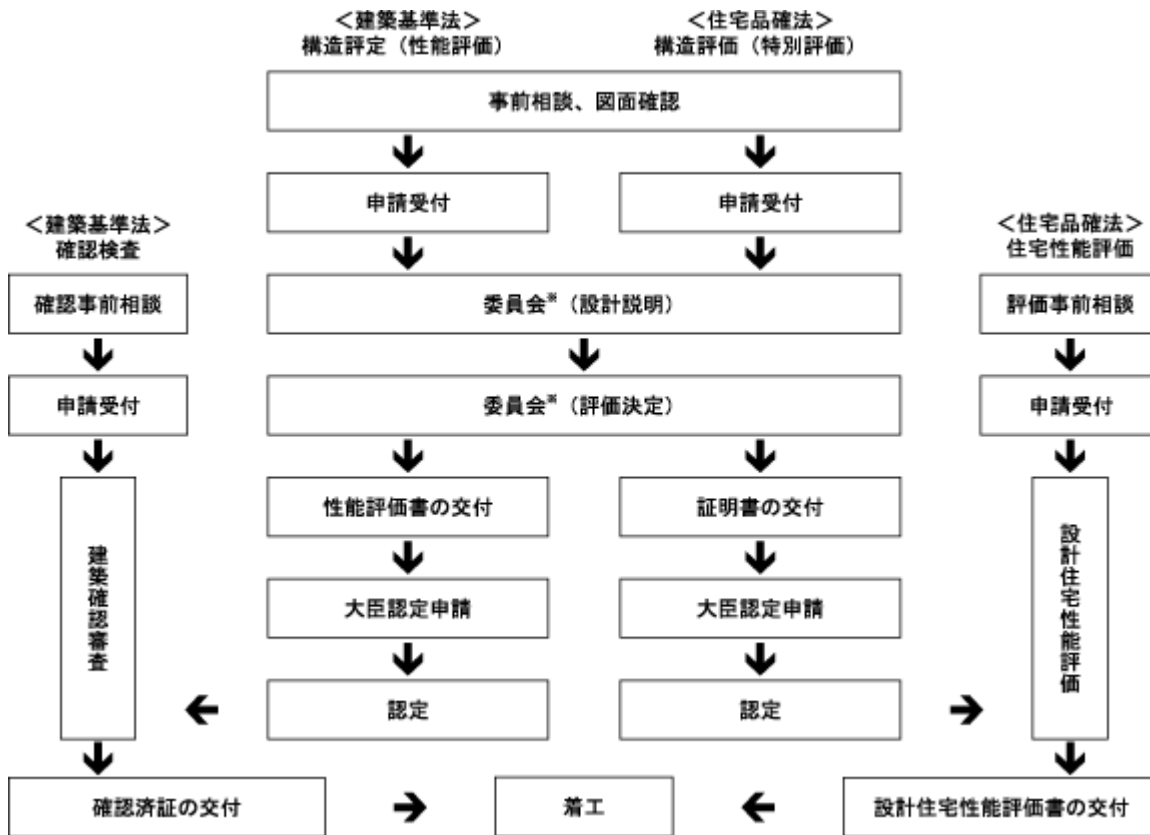
建築物の主要構造部の耐火性能及び防火設備の遮炎性能、階避難安全性能、そして全館避難安全性能を評価する業務です。超高層建築の構造評定などと同様に学識経験者などにより構成される評定委員会で審査を実施し、「性能評価書」を交付しております。

<特別評価方法認定のための試験業務>

構造の安定、劣化の軽減、温熱環境、音環境など住宅品確法の評価方法基準に従って評価できない新材料、新工法などについて、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有することを学識経験者などにより構成される試験委員会で審査し、「試験証明書」を交付しております。

〔超高層建築物の構造評定並びに構造評価の流れ〕

超高層建築物の構造について、建築基準法に基づく構造評定（性能評価）に加え、住宅品確法に基づく構造評価（特別評価方法認定のための試験業務）を一体的に行っております。またこれらの評価と併せ、建築確認並びに設計住宅性能評価も同時並行で効率的に実施しております。



委員会(当社グループが組成する次の2つを指します)

[超高層建築評定委員会]：性能評価を担当し評価員2名以上で構成

[構造特別評価委員会]：特別評価を担当し試験員2名以上で構成

評価員及び試験員の要件は次のとおりであります。

- ・学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学もしくは衛生工学その他の性能評価の業務に関する科目を担当する教授もしくは准教授の職にあり、又はあった者
- ・建築、機械、電気もしくは衛生その他の性能評価の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者
- ・国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

<型式適合認定>

型式適合認定業務とは、標準的な仕様書で繰返し建設される住宅などの建築物の型式について建築基準法の一連の規定に適合していることを予め審査し、認定・認証する業務です。構造、防火、設備などが建築基準法に適合していることを、学識経験者などにより構成される認定委員会が審査し、「型式適合認定書」を交付しております。型式適合認定を受けていれば、個々の建築確認での審査が簡略化されます。

<住宅型式性能認定>

住宅型式性能認定業務とは、標準的な仕様書で繰返し建設される住宅や住宅の部分について日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有することを評価し、型式として認定・認証する業務です。表示すべき性能を有することを学識経験者などにより構成される認定委員会が審査し、「住宅型式性能認定書」を交付しております。住宅型式性能認定を受け、個々の住宅が認定を受けた型式に適合する場合、当該住宅型式性能認定により認定された性能を有するものとみなされ、住宅性能評価の際に一部の審査が簡略化されます。

<住宅省エネラベルの審査>

省エネ性に優れた住宅の証である第三者評価による住宅省エネラベルの使用、又は住宅ローンのフラット35 S を利用するために、省エネ法に基づく登録建築物調査機関として「適合証」を交付しております。

<省エネ法に基づく建築物調査>

省エネ法により義務付けられている定期報告が、平成20年の法改正により 建物所有者自ら所管行政庁に対して行うか、登録建築物調査機関の建築物調査を受けるか選択できるようになりました。 場合は登録建築物調査機関による「適合書」を受けることによって、建物所有者は定期報告を免除され、代わりに登録建築物調査機関が所管行政庁に報告します。当社グループは登録建築物調査機関として「適合書」を交付しております。

<耐震診断・耐震改修計画の判定>

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）による既存建築物の耐震診断と耐震改修に関しての任意評価を行うものです。学識経験者などにより構成される耐震判定委員会で審査を実施し、「評価書」を交付しております。

<低炭素建築物の認定に係る技術的審査>

低炭素建築物とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であって、所管行政庁により一定の基準（エネルギーの使用の効率性等）に適合すると認められたものなどを言います。

当社グループは平成24年12月4日に施行された都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物の認定に先立った技術的審査を行っております。所管行政庁が認定を行う前に技術的審査を行うことで、申請者はスムーズに認定を受けることが可能となります。

<BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）評価>

平成25年10月に国土交通省が公表した非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン（2013）に基づき、非住宅建築物に係る一次エネルギー消費量について、第三者機関が客観的に評価し表示を行うBELS（建築物省エネルギー性能表示制度）が創設されました。

その後、平成27年7月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づく省エネ性能の表示制度が平成28年4月に開始されたことに伴い、国土交通省は「建築物の省エネ性能表示のガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針）」を取りまとめました。ガイドラインに基づく第三者認証としてBELSが位置づけられるとともに、新たに評価対象に住宅が追加されました。当社グループはこの制度に基づく任意の評価を実施し、「評価書」を交付しております。

<エネルギーパス第三者認証>

エネルギーパスとは、建築物の断熱性能や設備の効率性を評価し、建築物が年間を通して快適な室内温度を保ち、給湯や照明を使用するために必要なエネルギー量などをKWH / m<sup>2</sup>・年で表示する「家の燃費」を評価する指標です。当社グループはエネルギーパスに係る審査及び第三者認証書を発行しております。

<建築基準法適合状況調査>

平成26年7月に国土交通省より公表された「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、建築物の現況を調査し、法適合状況を任意の報告書として作成し、活用することができることになりました。当社グループは指定確認検査機関として当該報告書の作成を行っております。

## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 日本E R I株式会社 (注) 2、3	東京都港区赤坂	100,000	確認検査事業、住宅性能評価及び関連事業等	100.0	当社の取締役が同社の代表取締役及び取締役を兼任しております。また、当社の従業員が同社より出向しております。
株式会社E R Iソリューション	東京都港区赤坂	80,000	不動産取引等におけるデューデリジェンス事業等	100.0	当社の取締役が同社の代表取締役及び取締役を兼任しております。
株式会社E R Iアカデミー	東京都港区赤坂	50,000	建築士の定期講習等	100.0 (100.0)	
株式会社東京建築検査機構 (注) 2	東京都中央区日本橋富沢町	100,000	確認検査事業、構造計算適合性判定事業、調査診断事業及び関連事業	95.5	

(注) 1 議決権の所有割合に、括弧書きで記載されている数値は、間接所有割合で内数であります。

2 特定子会社であります。

3 日本E R I株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	10,192,476千円
	経常利益	342,439 "
	当期純利益	235,191 "
	純資産額	965,412 "
	総資産額	2,599,479 "



## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成28年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
確認検査事業	510 (25)
住宅性能評価及び関連事業	176 (20)
その他	123 (6)
全社(共通)	187 (44)
合計	996 (95)

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)の年間平均人員数を( )内に記載しております。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成28年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
19 (6)	45歳6ヵ月	7年11ヵ月	6,858

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	19 (6)
合計	19 (6)

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)の年間平均人員数を( )内に記載しております。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
- 3 平均勤続年数は、関係会社での勤続年数を含んでおります。
- 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響がみられるものの、政府の各種経済対策及び日本銀行による大規模な金融緩和を背景に、企業収益や雇用・所得環境は改善が続き、設備投資も緩やかな増加基調にあり、個人消費も底堅く推移するなど緩やかな回復基調が続いてまいりました。

当業界において、住宅市場については消費増税に伴う駆け込み需要の反動減の影響が薄れ、新設住宅着工戸数は、持ち直しの傾向が続きました。非住宅の建設市場についても堅調に推移いたしました。

このような情勢の下、当社グループは新築住宅の分野においては、確認検査業務、住宅性能評価業務、住宅瑕疵担保責任保険の検査業務、長期優良住宅技術的審査業務などをワンストップで遂行すること及び全国ネットワーク体制の強化により、他機関との差別化を図り、また、当社グループのコア事業である確認検査業務の収益力を高めるために、大型建築物の受注強化を積極的に推進することを課題として取り組んでまいりました。また、建築物の省エネ化、ストック活用に資する既存建築物の遵法性調査等への取り組み、建築基準法改正に伴う新規業務への取り組みなど、新たな需要を的確に捉えて、当社グループの相乗効果を発揮し、業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、住宅性能評価及び関連事業、その他事業は増収となったものの、建築基準法改正により平成27年6月から構造計算適合性判定手数料の取り扱いが変更になった確認検査事業は減収となったことから、売上高は前期比4.0%減の11,470百万円（構造計算適合性判定手数料を控除したNET売上高は、前期比4.4%増の11,356百万円）となりました。営業費用は、構造計算適合性判定手数料の減少等の結果、前期比6.5%減の10,900百万円となりました。営業利益は前期比95.1%増の569百万円、経常利益は前期比88.8%増の625百万円、税金費用208百万円等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は前期比2,152.9%増の414百万円となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。

#### （確認検査事業）

従来、構造計算適合性判定は指定確認検査機関等が建築主等より手数料を受領し、指定構造計算適合性判定機関へ申請しておりましたが、建築基準法改正で平成27年6月より建築主等が指定構造計算適合性判定機関へ直接申請する仕組みへ変更となりました。それに伴い、構造計算適合性判定の申請に係る手数料が売上に計上されなくなった結果、売上高は前期比13.4%減の6,088百万円（NET売上高は、前期比0.4%減の5,980百万円）となったものの、同額の構造計算適合性判定手数料も費用に計上されなくなったことに加え、人件費の減少等により、営業利益は前期比861.6%増の298百万円となりました。

#### （住宅性能評価及び関連事業）

平成27年10月に受付を終了した省エネ住宅ポイント制度に係る証明業務が好調に推移したことに加え、住宅性能評価業務及び長期優良住宅技術的審査業務は、戸建住宅関連業務、共同住宅関連業務ともに売上が増加した結果、売上高は前期比8.3%増の2,914百万円となり、営業利益は前期比5.6%増の66百万円となりました。

#### （その他）

既存建築物の遵法性調査、不動産投資や売買等に伴う建物診断等のソリューション業務の拡大、一部連結子会社の決算期変更に伴う増加等により、売上高は前期比10.9%増の2,467百万円（NET売上高は、前期比12.4%増の2,462百万円）となり、営業利益は前期比3.4%増の205百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ4百万円減少し2,336百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは252百万円の収入（前連結会計年度は715百万円の収入）となりました。これは主に法人税等の支払額129百万円、前受金の減少94百万円、未払金の減少68百万円等の支出があったものの、税金等調整前当期純利益623百万円等の収入によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは13百万円の収入（前連結会計年度は36百万円の収入）となりました。これは主に固定資産の取得による支出106百万円等があったものの、有価証券の償還による収入100百万円等の収入によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは270百万円の支出（前連結会計年度は262百万円の支出）となりました。これは自己株式の処分による収入35百万円があったものの、配当金の支払218百万円、長期借入金の返済による支出86百万円の支出があったことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループの業務は、確認検査業務、住宅性能評価業務等であり、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

### (2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
確認検査事業	5,919,093	16.2	230,766	42.4
住宅性能評価及び関連事業	2,896,264	9.4	703,556	2.5
その他(注1)	1,121,807	8.2	251,519	2.1
合計	9,937,164	7.5	1,185,841	13.3

(注) 1 その他については、評定業務及びソリューション業務を記載しております。

2 構造計算適合性判定の申請に係る手数料を控除した受注高及び受注残高であるNET金額は、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
確認検査事業	5,919,093	1.8	230,766	20.9
住宅性能評価及び関連事業	2,896,264	9.4	703,556	2.5
その他	1,121,807	8.2	251,519	2.1
合計	9,937,164	2.3	1,185,841	5.9

従来、構造計算適合性判定は指定確認検査機関等が建築主等より手数料を受領し、指定構造計算適合性判定機関へ申請しておりましたが、建築基準法改正により平成27年6月から建築主等が指定構造計算適合性判定機関へ直接申請する仕組みへ変更となりました。それに伴い、構造計算適合性判定の申請に係る手数料が売上高に計上されなくなっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
確認検査事業	6,088,679	13.4
住宅性能評価及び関連事業	2,914,469	8.3
その他	2,467,511	10.9
合計	11,470,660	4.0

(注) 1 主な相手先の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
大和ハウス工業(株)	1,584,523	13.3	1,483,796	12.9

2 構造計算適合性判定の申請に係る手数料を控除したNET売上高は、次のとおりです。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
確認検査事業	5,980,044	0.4
住宅性能評価及び関連事業	2,914,469	8.3
その他	2,462,194	12.4
合計	11,356,708	4.4

3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

わが国経済は、グローバル経済のけん引役であった新興国の成長の減速、英国のEU離脱問題に起因する円高・株安への逆行の動きなど、緩やかに回復基調を辿ってきた国内景気に対する懸念材料から、景気回復の持続力に不透明感が見え始めています。

当社グループが属する住宅・建築業界を取り巻く事業環境につきましても、政府による一連の政策効果にも支えられ、新設住宅着工戸数は回復基調にあります。東京五輪開催に向けた建設投資や比較的堅調に推移してきた企業の設備投資も、景気の先行きに影響されることからその動向には留意する必要があると考えています。

このような環境認識の下、当社グループでは、新築市場の将来的な縮小を睨み、変化に先行して新たな成長軌道に乗るために、市場別の成長戦略と経営基盤の革新により収益力を高めるとともに、新規分野へ経営資源を積極的に投入することで新たなビジネスモデルを構築することをコンセプトに3ヶ年の中期経営計画を策定しました。

この計画では3つの戦略分野を掲げ、持続的な成長と安定的な収益を実現してまいります。

#### 既存中核事業「収益力の強化」

経営資源配分の最適化と業務効率化の推進により利益率を改善するとともに、主力の建築確認及び住宅性能評価は業界の再編機会を的確に捉え、M & Aによる市場シェアの拡大を目指します。

#### 新成長事業「投資の拡大」

省エネ義務化の機会を捉え、省エネ関連業務を拡大し、既存中核事業のシェアアップの原動力とします。また、建築ストック市場に関連した業務には、M & Aの活用を含め経営資源を積極投入し、中核事業化を目指します。

#### 新規分野事業「事業領域の拡大」

グループの技術力、ブランド力を活かせる新規分野にて事業領域の拡大を図ります。新規分野の一つとして、インフラストック分野への進出をM & Aの活用も含め積極的に推進します。また、海外における事業展開を的確に捉えるため、情報収集を継続します。

#### 計画最終年度（平成31年5月期）における計数目標

売上高	160億円以上（内、M & A効果30億円程度）
営業利益	12億円以上
営業利益率	7.5%以上
R O E	20%以上
配当	安定的配当を継続する（配当性向は30%以上）

今後も、当社の経営理念である「七つの理念」の下に、「信頼性向上」と「E R Iブランドの確立」にむけた取り組みを通じて、建築分野における専門的な第三者検査機関としての社会的使命を果たしてまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 法的規制について

当社グループの主力業務は確認検査業務、住宅性能評価業務であり、それぞれ「建築基準法」に基づく国土交通大臣の指定機関、「住宅品質確保法」に基づく国土交通大臣の登録機関として事業展開を行っております。指定機関・登録機関は、高い技術力、専門性、公正中立性に加え、建築主・設計者・施工者等と利害のない第三者性が必要であることから、以下のような法的規制を受けております。これらの法的規制に当社子会社が抵触した場合には、指定・登録が取消され、あるいは更新されず、もしくは業務停止処分を受ける可能性があり、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼすこととなります。なお、有価証券報告書提出日現在においては、法的規制に該当すべき事由は発生していません。

##### 指定確認検査機関

##### 〔指定の要件〕

##### 建築確認、検査を行う職員の数について

- ・ 確認検査員及び確認検査員以外の確認検査の業務を行う職員(以下、「補助員」という。)の数は、指定確認検査機関の業務量及びその内容(建築物の規模等)に応じて法律によって厳密に定められており、その定められた人数以上の確認検査員と補助員を確保する必要があります。

##### 確認検査の業務の体制、方法等について

指定確認検査機関(以下、「機関」という。)及びその確認検査員は次の内容等に適合しなければならないものとする。

- ・ 確認検査の業務は他の業務(判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。)と独立した部署で行い、担当役員を置かなければならない。
- ・ 機関の職員以外の者を確認検査の業務に従事させてはならない。また、補助員が行う業務は、補助的なものに限り、補助員単独で確認検査を行ってはならない。
- ・ 建築主が、次のイからニまでに掲げる者である建築物、ハからトまでに掲げる者が設計・工事監理・施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査を行ってはならない。

イ 機関の代表者又は担当役員

ロ イに掲げる者が所属する企業・団体等

ハ イに掲げる者の親族

ニ ハに掲げる者が役員である企業・団体等

ホ イ又はハに掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業・団体等

ヘ 機関又は機関の親会社等が特定支配関係を有する者

ト 機関の役職員が代表者の地位を占める企業・団体等

- ・ 機関は、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、建築確認を行ってはならない。
  - イ 機関の代表者又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関
  - ロ 機関の代表者又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関
  - ハ 機関の代表者又は担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
  - ニ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員が機関に所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
  - ホ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員の親族が機関の役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
  - ヘ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員又はこれらの者の親族が機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
  - ト 機関が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
  - チ 機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
  - リ 機関が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
  - ヌ 機関の親会社等が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
- ・ 確認検査員等は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、イからホまでに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認検査の業務に従事してはならない。
  - イ 当該確認検査員等
  - ロ イに掲げる者が所属する企業、団体等
  - ハ 当該確認検査員等の親族
  - ニ 八に掲げる者が役員である企業、団体等
  - ホ イ又は八に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

経理的基礎について

- ・ 債務超過の状態にないこと。
- ・ 予算規模が適切であること。
- ・ 事業と予算のバランスがとれていること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務に係る年間支出総額の概ね1割以上であること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務の所轄特定行政庁への引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。

#### 指定確認検査機関の役職員等の構成について

指定確認検査機関(以下、「機関」という。)の役職員等の構成は次に掲げるものとする。

- ・ 機関が法人である場合にあってはその役員が、法人以外の者である場合にあってはその者が、次のイからハまでのいずれにも該当しないこと。
  - イ 建築基準法令の規定により刑に処せられた法人の役員又は役員であった者
  - ロ 建築基準法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消された法人の役員又は役員であった者
  - ハ 建築基準法第七十七条の三十五の十九第二項の規定により法第七十七の三十五の二に規定する指定を取り消された法人の役員又は役員であった者
- ・ 機関が株式会社である場合にあっては、制限対象者である取締役(以下「制限対象者」という。)のうち制限業種(軽微なものを除く。以下同じ。)に従事する者(制限業種を営む法人に所属する者を含む。以下同じ。)又は制限業種を営む法人の割合が三分の一を超えないこと。この場合において、制限対象者の親族が制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員である場合は、当該制限対象者は制限業種に従事する者とみなす。
- ・ 機関が株式会社である場合にあっては、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が保有している当該機関の議決権(以下この号において「制限対象の議決権」という。)の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。但し、当該機関の総株主の議決権の千分の一未満の議決権を保有している者の当該議決権については、当該機関の総株主の議決権の三分の一を上限に、制限対象の議決権でないものとみなすことができる。
- ・ 機関が株式会社の場合において、株主(総株主の議決権の百分の五以上を有する者に限る。以下同じ。)の親族に制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者とみなす。
- ・ 機関が株式会社の場合において、株主の親会社等に制限業種を営む個人事業者、制限業種を営む法人の役員又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該株主は制限業種を営む法人とみなす。
- ・ 機関が株式会社である場合にあっては、グループ会社等に三分の一以上の議決権を有する制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人を傘下に持つ場合は、そのグループ会社等で保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと
- ・ 機関の親会社等についても、上記を準用する。
- ・ 機関の代表者、担当役員及び確認検査員が、制限業種に従事する者でないこと。
- ・ 前各号に定めるもののほか、機関と制限業種との関係が確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

#### 兼業の制限について

- ・ 指定確認検査機関として制限業種に係る業務を行ってはならないものとする。

「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいいます。

- ・ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
- ・ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
- ・ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- ・ 昇降機の製造、供給及び流通業



〔指定の更新の要件〕

指定の更新は5年毎に、指定取得と同様の要件を満たしていることを国土交通大臣に申請することとなります。

今後、万一当該基準を満たさない場合は更新がなされない可能性があります。

〔欠格条項〕

建築基準法に定めのある下記欠格条項(建築基準法第77条の19)に該当する場合、指定を受けることができなくなります。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定確認検査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 確認検査員の登録を取り消され、その消除の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 建築士の免許を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者又は建築士事務所について登録を取消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して3年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうち上記欠格条項のいずれかに該当する者があるもの
- ・ その者の親会社等が、上記欠格事項のいずれかに該当する者

〔取消等の要件〕

下記要件(建築基準法第77条の35)に該当した場合は指定の取消、期間の定めのある業務停止処分の対象となります。

- ・ 確認済案件の特定行政庁への報告、事務所変更の報告、業務区域変更の報告、確認検査員の選任登録届等 国土交通省、特定行政庁への報告、届等の定めに違反したとき
- ・ 確認検査業務規程によらないで確認検査を行ったとき
- ・ 国土交通省による確認検査員の解任、確認検査業務規程の変更、監督の命令に違反したとき
- ・ 指定基準に適合していないと認めるとき
- ・ 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する確認検査員もしくは法人にあってはその役員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により指定を受けたとき

## 登録住宅性能評価機関

### 〔登録の基準等〕

評価を実施する評価員の数が一定数以上であること

評価を行おうとする住宅の区分ごとに、住宅品確法で別途定める数以上の評価員がいること。

住宅関連事業者に支配されているものではないこと

住宅関連事業者とは、住宅の設計、住宅の販売(販売の代理・媒介を含む)、新築住宅の工事請負のいずれかを業として行う者であり、住宅関連事業者の支配とは、住宅関連事業者が親会社である、役員に占める住宅関連事業者の役員割合(過去2年間に役員であった者を含む)が2分の1超である、代表役員が住宅関連事業者の役員(過去2年間に役員であった者を含む)である、のいずれかに該当する場合である。

評価の業務を行う部門に専任の管理者を置くこと

専任の管理者とは、登録住宅性能評価機関の常勤の役員又は当該部門を管理するうえで必要な権限を有する常勤の職員であること。

債務超過の状態にないこと

債務超過の状態とは、貸借対照表の負債(債務)が資産(財産)を上回った状態をさす。

### 〔登録の更新〕

登録の更新は5年ごとに行わねばなりません。なお申請は、設計住宅性能評価を行う者としての登録、新築住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録、既存住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録の各区分に従って行われます。

今後、万一登録基準等を満たさない場合は、更新がなされない可能性があります。

### 〔欠格条項〕

住宅品確法に定めのある下記欠格条項(住宅品確法第8条)に該当する場合、登録ができなくなります。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 国土交通大臣により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうちに上記欠格事項のいずれかに該当する者があるもの

### 〔登録の取消し等〕

下記の各項(住宅品確法第24条)に該当した場合は登録の取消、業務停止処分となる可能性があります。

- ・ 欠格事項に該当するとき
- ・ 登録の変更等に関する届出の違反、承継に関する届出の違反、登録の区分等の掲示の違反、財務諸表及び評価の業務に関する帳簿の備付けの違反、評価の業務の休廃止等に関する届出の違反及び指定住宅紛争処理機関からの説明又は資料提出の請求を正当な理由無く拒んだとき
- ・ 住宅性能評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき
- ・ 財務諸表等の閲覧又は謄写の要求を、正当な理由が無く拒んだとき
- ・ 国土交通大臣による業務規程変更の命令、登録の基準に適合するため必要な措置を求める命令、評価の業務の義務を果たすために必要な改善命令に違反したとき
- ・ 住宅紛争処理支援センターへの負担金の納付をしないとき
- ・ 評価の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員もしくは法人にあってはその役員が、評価の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により登録を受けたとき

(2) 業界動向について

当社グループの事業は以下のような業界動向の下で運営されており、その動向が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

確認検査業務

確認検査機関の指定状況

平成11年度から確認検査業務が民間開放され、指定確認検査機関は平成11年度末の23機関から平成17年度末の125機関まで、每期、増加しました。しかし平成18年度以降は、新規に指定される確認検査機関がある一方、廃業や合併を行う指定確認検査機関の動きが見られます。指定確認検査機関を組織形態別にみると、国土交通大臣指定の機関は株式会社が約8割、地方整備局長指定の機関は株式会社が9割以上、都道府県知事指定の機関は財団法人が半数以上を占めております。

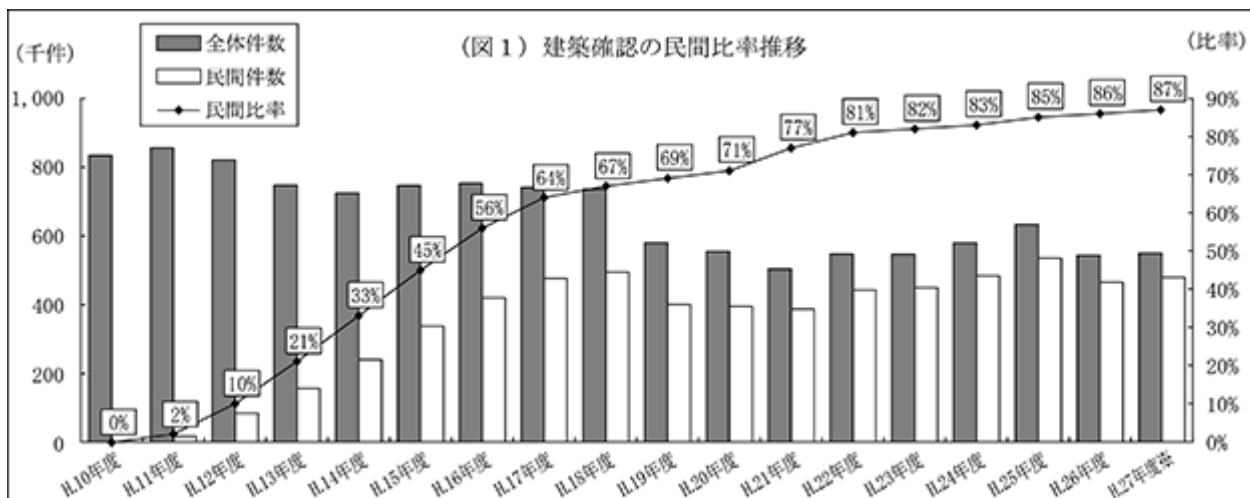
確認検査機関の指定状況（増減又は期末指定機関数）

区分	H.13年度	H.14年度	H.15年度	H.16年度	H.17年度	H.18年度	H.19年度	H.20年度	H.21年度	H.22年度	H.23年度	H.24年度	H.25年度	H.26年度	H.27年度	指定機関数 (H.28年5月末)
国土交通大臣指定	1	4		1	3	1	1	1	2		1	1	1	2	1	24 (19)
地方整備局長指定	5	3	5	15	6	2	2	1	1	1	2		2	3	2	40 (38)
都道府県知事指定	12	3	4	3	8	1	1	4	0	2	2		1		2	69 (30)
合計	18	10	9	19	17	0	0	2	3	3	3	1	4	5	3	133 (87)

- (注) 1 日本建築行政会議ホームページにおける「都道府県ごとの指定確認検査機関一覧」より作成しております。  
 2 廃業機関を除く。指定区分の変更については区分変更後の指定のみを計上しております。  
 3 国土交通大臣指定は業務区域が2以上の地方整備局の管轄区域をまたがる場合、地方整備局長指定は業務区域が2以上の都道府県でかつ1の地方整備局の管轄区域内の場合、都道府県知事指定は1の都道府県の場合であります。  
 4 指定機関数の( )内は、株式会社・有限会社・合同会社の指定機関数であります。

建築確認の民間比率

(図1)のとおり、平成13年度以降、70万件前半で推移していた建築確認件数は、改正建築基準法の施行に伴う混乱(平成19年6月)やリーマン・ショックの影響(平成20年9月)等から落ち込みました。その後、平成21年度以降は回復傾向にありましたが、平成26年度は、消費税増税前の駆け込み需要の反動等により前年度比14.1%減と大幅な減少となり、平成27年度は駆け込み需要の反動減の影響が薄れたことから、1.2%増加しました。このような状況の中、指定確認検査機関による業務シェア(民間比率)は漸増傾向を続け、87%となっております。



(注) 国土交通省「最近の建築確認件数等の状況について」より作成しております。

競合状況

指定確認検査機関は平成28年5月31日現在133機関ありますが、その多くは所在都道府県及び隣接県を業務区域とする地域密着型機関が、業務区域が全国でも地方支店網を持たない機関となっております。その中で当社グループの中核会社である日本E R I株式会社は、日本全域を業務区域として対応可能な支店網（33支店平成28年5月31日現在）を整備した唯一の指定確認検査機関となっております。また、確認検査員数(平成28年5月31日現在547名)や確認検査の実績件数においても当社グループが最大手となっております。しかしながら、地域密着型機関との競争が激しいこと、建築基準適合判定資格者検定に合格した確認検査員を確保・育成する必要があることなどから、将来にわたって当社グループが指定確認検査機関における最大手の地位を維持できるとは限りません。

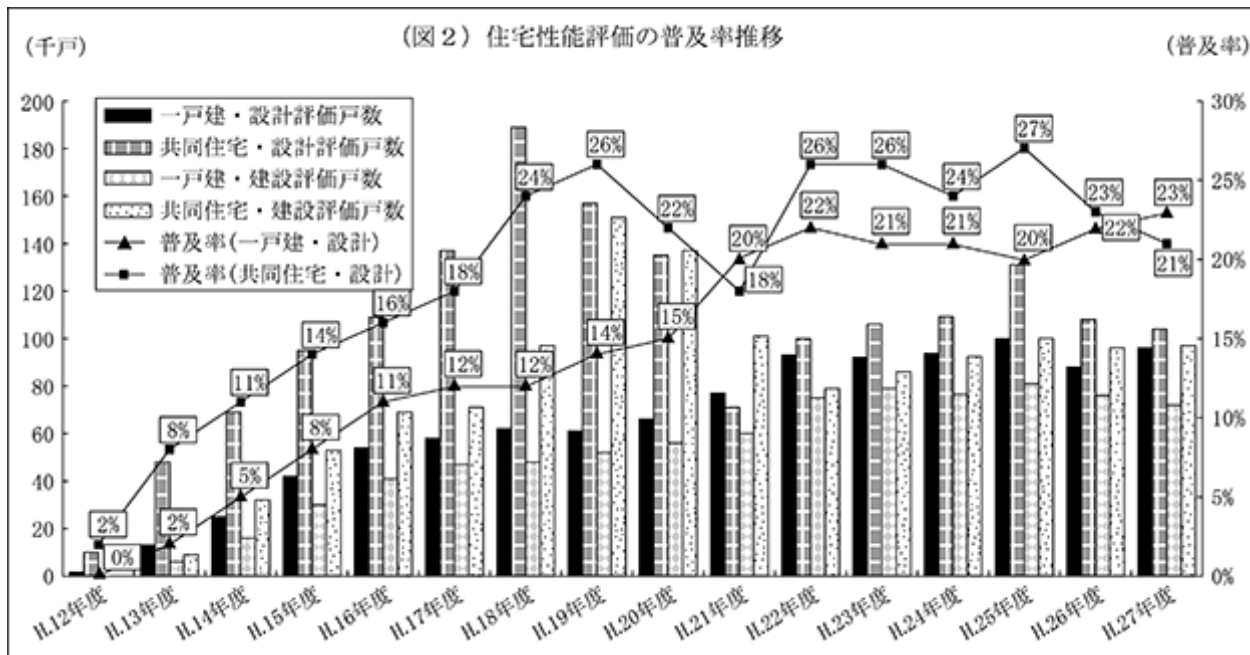
住宅性能評価業務

住宅性能評価機関の登録状況

平成12年10月に第1陣の指定住宅性能評価機関64機関が指定され、平成18年3月より登録制に移行し、平成28年5月31日現在の一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員機関数は120機関となっております。

住宅性能評価の普及状況

(図2)のとおり、新築住宅の性能評価制度は徐々に普及してきているものの、ここ数年は足踏みしており、住生活基本法(平成18年6月公布施行)に基づく住生活基本計画は、平成23年3月、普及率50%の目標を当初の平成22年度から平成32年度に変更いたしました。なお、平成27年度の実績(設計性能評価)は、共同住宅21%、戸建23%、合計22%となり戸建住宅での普及率は前年度を1%上回りましたが、共同住宅は住宅性能評価の採用率が低い貸家の増加の影響等により前年度を2%下回りました。



(注) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ、財団法人建設物価調査会「月間住宅着工統計」より作成しております。

#### 競合状況

平成28年5月31日現在の一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員機関数は120機関ですが、指定確認検査機関と同様に地域密着型機関が大半を占めております。その中で当社グループの中核会社である日本E R I株式会社は、日本全域を業務区域として対応可能な支店網を整備した唯一の登録住宅性能評価機関となっております。一般社団法人住宅性能評価・表示協会のデータによると、平成27年度の業界シェア（設計評価交付戸数）は、日本E R I株式会社を含めた上位5機関で56%、上位10機関で74%など寡占状態となっております。日本E R I株式会社は、平成27年度の実績戸数で戸建住宅、共同住宅とも1位となっておりますが、戸建住宅、共同住宅それぞれの分野で大手住宅供給会社との取引拡大を巡る競争が激化していることもあり、将来とも当社グループが住宅性能評価機関における高い地位を維持できるとは限りません。

(3) 経営成績及び財政状態について

人材の確保について

当社グループの業務は、それを遂行する社員が高度な技術力を保持していることはもちろん、「確認検査員」「評価員」等法律によって必要とされる資格を持つことが必須であります。こういった優秀な人材を確保することが、当社グループにおける最も重要な課題のひとつとすることができます。

確認検査員の確保につきまして、限定された地域において確認検査業務を行う場合は多数の確認検査員の確保を要しませんが、当社グループのように全国展開等広域にわたって同業務を行う場合においては、確認検査員の確保が必須となります。万が一、その確保が十分でない場合は、確認検査業務の遂行に支障を来すこととなります。

住宅性能評価業務におきましては、原則として設計住宅性能評価を正社員である評価員が行い、建設住宅性能評価については委託評価員を併用することとしております。これは技術水準を保つための自社執行体制を維持しつつ、効率的な人員体制による運用を図るためであります。確認検査業務と同様、全国展開を図る当社グループにつきましては評価員の確保が必須であり、万が一、その確保が十分でない場合は、住宅性能評価業務の遂行に支障を来すこととなります。

建築物の竣工時期による業績変動について

当社グループの業績は、建築物の竣工案件の季節的な偏在により、四半期で変動する可能性があります。特に当社グループでは、竣工時の現場検査収入（確認検査業務のうち完了検査、住宅性能評価業務のうち建設住宅性能評価）が売上の3分の1程度を占めることから、建築物の竣工が多い3月、9月及び12月に売上が集中する傾向が見られます。また経済環境の急変など、予想し得ない事態の発生による竣工時期の遅延等、竣工案件が翌期にずれ込む事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

住宅市場の動向について

当社グループに密接に関係する住宅業界は、雇用状況、景気動向、金利動向、地価動向、住宅税制等の影響を受けやすく、景気見通しの悪化や税制変更による消費税等の引き上げ、住宅刺激策の変更等、こうした外部要因の変化により、住宅購入者の購入意欲を減退させる可能性があります。その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

関連法令の改正等について

当社グループの行う事業は、建築基準法や住宅品質確保法をはじめとする多くの法令による規制を受けております。今後、これらの法令の改廃や新たな法令が設けられる場合、その内容や影響をあらかじめ予測しコントロールすることは困難であり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

業務遂行に関する訴訟リスクについて

当社グループの業務のうち、確認検査業務、住宅性能評価業務等の建築基準法、住宅品確法に基づく業務は、その遂行において、次項に記載の審査請求をはじめとして、当社グループの過失の有無に係わらず訴訟を受ける可能性があります。

当社グループでは、業務遂行により発生する損害に備え、「建築確認検査機関・住宅性能評価機関賠償責任保険」に加入することにより担保しておりますが、想定外の訴訟を受けた場合には、風評の悪化等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

行政不服審査法に基づく審査請求について

審査請求とは、行政不服審査法に規定されている権利の一形態で、行政処分に対して不服がある場合、一定期間内にその取消を求めることができる制度であります。当社グループの業務の内、確認検査業務については従来行政が行っていた業務であり、その処分としての建築確認は同法に基づく審査請求の対象となるものであります。民間開放により当社グループのような民間確認検査機関が行う建築確認に対しても同法が適用されることとなります。

従いまして、当社グループが行った建築確認について、その処分を不服とする近隣住民から審査請求を受け、事案が問題化し、訴訟に発展した場合など、当社グループが行った建築確認が適正であるか否かを問わず、また、全く根拠のない誤認による審査請求であった場合でも、公正中立な専門的第三者機関としての当社グループの信用に影響を及ぼす可能性があります。

みなし公務員規定等について

確認検査業務が極めて公共的な性格を持つ業務であるため、建築基準法において、指定確認検査機関の役職員は業務で知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務を負っております。

具体的には、建築基準法の指定機関として確認検査業務を行っておりますが、当社グループ役職員が確認検査業務で知り得た秘密を外へ漏らしたり、又は盗用することが禁じられており、確認検査の業務に従事するものは、公務員と同様に罰せられることとなり、刑法及びその他の罰則の適用についても公務員として罰せられることとなります。

なお、住宅品確法の登録機関として住宅性能評価業務を行っておりますが、当該業務も公共性の高い業務であることから、秘密保持義務が別途定められております。

制限業種(注)について

株式保有状況

当社の株主のうち制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人(当該法人の役職員を含む)による保有割合(以下、「制限業種による株式保有割合」という。)は以下のとおりです(平成28年5月31日現在)。なお、制限業種に従事する者及び制限業種を営む法人による株式保有割合が1/3を超える場合は、確認検査業務及び住宅性能評価業務における国土交通大臣の機関指定、機関登録が取り消されることとなる可能性があります。当社では、株主名簿に記載された株主の属性を可能な範囲で確認・調査を行い、制限業種及び非制限業種に区分した株式保有割合を今後とも継続的に開示してまいります。

株主	株数(株)	シェア(%)
制限業種	2,471,600	31.6
非制限業種	5,360,800	68.4
合計	7,832,400	100.0

- (注) 「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいいます。
- ・設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
  - ・建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
  - ・不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
  - ・昇降機の製造、供給及び流通業

個人情報漏洩のリスク

当社グループは、多数の顧客情報をはじめとする個人情報を保有しております。当社グループでは、「個人情報保護基本規定」等各社において、情報管理に関する規程を定め、役職員に対する教育・研修等により社内に徹底通知しております。しかしながら、これらの対策にも関わらず、大規模な情報漏洩等により顧客に甚大な被害を及ぼす事態が生じた場合には、監督官庁からの行政処分や、損害賠償請求、社会的信用の毀損等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。



## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、見積が必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積を行っております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」をご参照ください。

### (2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における業績等に関する概要につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

#### 売上高

確認検査事業の売上高は前期比13.4%減の6,088百万円（構造計算適合性判定手数料を控除したNET売上高は、前期比0.4%減の5,980百万円）、住宅性能評価及び関連事業の売上高は前期比8.3%増の2,914百万円、その他の売上高は前期比10.9%増の2,467百万円（NET売上高は、前期比12.4%増の2,462百万円）となりました。

これは、確認検査事業については従来、構造計算適合性判定は指定確認検査機関等が建築主等より手数料を受領し、指定構造計算適合性判定機関へ申請しておりましたが、建築基準法改正で平成27年6月より建築主等が指定構造計算適合性判定機関へ直接申請する仕組みへ変更となりました。それに伴い、構造計算適合性判定の申請に係る手数料が売上に計上されなくなったことによるものであり、住宅性能評価及び関連事業については平成27年10月に受付を終了した省エネ住宅ポイント制度に係る証明業務が好調に推移したことに加え、住宅性能評価業務及び長期優良住宅技術的審査業務は、戸建住宅関連業務、共同住宅関連業務ともに売上が増加したことによるものであり、その他については既存建築物の遵法性調査、不動産投資や売買等に伴う建物診断等のソリューション業務の拡大、一部連結子会社の決算期変更に伴う増加等によるものであります。

#### 営業利益

当連結会計年度の売上原価は、構造計算適合性判定手数料の減少等もあり、前期比8.6%減の8,212百万円、販売費及び一般管理費は前期比0.6%増の2,688百万円となりました。この結果、売上総利益は前期比9.9%増の3,258百万円、営業利益は前期比95.1%増の569百万円となりました。なお、売上原価率は71.6%、売上総利益率28.4%、売上高営業利益率は5.0%となっております。

#### 経常利益

営業外収益は前期比84.4%増の76百万円となりました。これは、主として当連結会計年度に保険解約返戻金を計上したこと及び受取保険金の増加によるものであります。

営業外費用は前期比970.6%増の20百万円となりました。これは、主として当連結会計年度に債務保証損失を計上したことによるものであります。

この結果、経常利益は前期比88.8%増の625百万円となりました。

#### 親会社株主に帰属する当期純利益

税金等調整前当期純利益は前連結会計年度に計上した訴訟関連損失がなくなったことにより前期比408.1%増の623百万円となり、法人税、住民税及び事業税204百万円、法人税等調整額4百万円、及び非支配株主に帰属する当期純損失を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は前期比2,152.9%増の414百万円となりました。

当連結会計年度の1株当たり当期純利益金額は52.96円となっております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、「建築や住宅に関する安全・安心の確保」という社会的な使命を果たしつつ、引続き、お客様からの信頼を積み重ねることにより、「建築分野の第三者検査機関のリーディングカンパニー」として、消費者やお客様から指名される会社となることを目指しております。

そのために、従来より法令遵守（コンプライアンス）と適正な企業統治（コーポレート・ガバナンス）の構築に努めており、次の3つの取り組みを推進しております。

- 高い業務品質と充実したサービスを武器とする「E R Iブランド」の確立による差別化への取り組み
- 各部門、各支店、関係会社の収益力を高め、確実に収益を上げる強い組織作りへの取り組み
- 当社の長期的・継続的な発展・成長軌道の確立のための優秀な人材の確保及び育成への取り組み

(5) 財政状態の分析

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ185百万円減少し4,110百万円となりました。これは、固定資産が15百万円増加したものの、流動資産が201百万円減少したことによるものであります。

流動資産の減少は、有価証券の減少100百万円、仕掛品の減少52百万円等によるものであり、固定資産の増加は、無形固定資産の増加37百万円等によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ433百万円減少し1,790百万円となりました。これは、その他の流動負債の減少108百万円、前受金の減少94百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少86百万円等によるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ247百万円増加し2,320百万円となりました。これは配当金の支払による利益剰余金の減少219百万円があったものの、親会社株主に帰属する当期純利益による利益剰余金の増加414百万円、自己株式の処分52百万円（純資産は増加）等によるものであります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源

当連結会計年度における資本の財源は、営業活動による収入が252百万円ありました。

当社グループのキャッシュ・フロー指標は下記のとおりであります。

	平成27年5月期	平成28年5月期
自己資本比率(%)	48.1	56.3
時価ベースの自己資本比率(%)	182.6	162.3
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)	12.2	
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	451.9	96.8

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 支払利息

(注) 1 いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

2 株式時価総額は、期末株価終値 × 期末発行済株式数（自己株式を除く）により算出しております。

3 キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローを利用しております。

資金の流動性についての分析

当連結会計年度末現在、流動比率等の指標は下記のとおりであります。

	平成27年5月期	平成28年5月期
流動比率(%)	177.9	205.9
固定比率(%)	35.8	32.6
固定長期適合比率(%)	32.3	30.5

流動比率：流動資産 / 流動負債

固定比率：固定資産 / 株主資本

固定長期適合比率：固定資産 / (固定負債 + 株主資本)

(注) いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するように努めております。

また、当社グループは、建築分野における第三者検査機関として、まずは、公正さ・中立性を確保したうえで、各種業務を遂行することとしており、これは、以下に掲げる「七つの理念」を実践して、良質なすまい・建物を実現し、安全で美しい街づくりに貢献することを目標とする当社グループ創業以来の基本方針であります。

1. 消費者・事業者に公正かつ必要な情報を提供します。
2. 法令・規程を遵守し、第三者性、中立性を保ちます。
3. 最高水準の技術を提供して、技術の基準となります。
4. 全分野のニーズを引受け、迅速なサービスに努めます。
5. 全ての業務を自己執行する責任ある体制を築きます。
6. 可能な限りの情報を公開し、透明な会社となります。
7. 信頼され、社会的にも影響力のある会社となります。

今後も、当社グループは、「七つの理念」という基本方針を前提に、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載した事項を認識しつつ、「E R Iブランド」の確立を更に推し進め、消費者やお客様から指名される会社となることを目指してまいります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額（有形・無形固定資産の合計額）は114百万円であり、主なものは就業及び経費管理システム34百万円及び人事会計システム29百万円等であります。

セグメント別では、確認検査事業に65百万円、住宅性能評価及び関連事業に25百万円、その他に23百万円の設備投資をしております。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成28年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都港区)	全社(共通)	事務所		4,798	73,589	78,387	19

(注) 上記の金額には消費税等を含めておりません。

##### (2) 国内子会社

平成28年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
				建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
日本E R I(株)	本社 (東京都港区)	確認検査事業、 住宅性能評価及 び関連事業、そ の他	事務所	16,258	18,906	98,052	133,217	156
	支店等 (全国41カ所)	確認検査事業、 住宅性能評価及 び関連事業、そ の他	事務所	39,762	15,162		54,925	715

(注) 上記の金額には消費税等を含めておりません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末における重要な設備の新設及び改修の計画並びに重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,500,000
計	28,500,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年8月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,832,400	7,832,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	7,832,400	7,832,400		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年12月2日	7,832,400	7,832,400	992,784	992,784	26,304	26,304

(注) 発行済株式総数並びに資本金及び資本準備金の増加は、平成25年12月2日に単独株式移転により会社が設立されたことによるものであります。

## (6) 【所有者別状況】

平成28年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		19	20	27	29	4	3,058	3,157	
所有株式数(単元)		8,669	1,647	18,873	950	33	48,138	78,310	1,400
所有株式数の割合(%)		11.07	2.10	24.10	1.21	0.04	61.47	100.00	

(注) 自己株式83株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成28年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
鈴木 崇 英	東京都世田谷区	628,300	8.0
E R Iホールディングス従業員持株会	東京都港区赤坂 8 5 26	612,600	7.8
ミサワホーム株式会社	東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1	351,000	4.5
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田 3 3 5	351,000	4.5
パナホーム株式会社	大阪府豊中市新千里西町 1 1 4	351,000	4.5
三井ホーム株式会社	東京都新宿区西新宿 2 1 1	351,000	4.5
積水化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満 2 4 4	351,000	4.5
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿 1 28 1	240,000	3.1
中 澤 芳 樹	東京都世田谷区	234,400	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	131,700	1.7
計		3,602,000	46.0

(注) 持株比率については、自己株式(83株)を控除して算出しております。

## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成28年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,831,000	78,310	
単元未満株式	普通株式 1,400		
発行済株式総数	7,832,400		
総株主の議決権		78,310	

## 【自己株式等】

平成28年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	83		83	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。



### 3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題ととらえておりますが、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じて中間配当及び期末配当として年2回、長期継続的に配当を行うことを基本方針として、株主への利益還元を行ってまいり所存であります。

また、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けております。

当事業年度の配当につきましては、期末配当として取締役会決議を経て15円を実施いたしました。その結果、年間配当は中間配当15円を加え1株当たり30円となりました。

なお、内部留保資金の用途については、業務体制を強化し競争力を高めるため有効に投資してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年12月28日 取締役会決議	117,484	15
平成28年7月12日 取締役会決議	117,484	15

### 4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月
最高(円)	1,308	1,286	1,015
最低(円)	1,000	943	712

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年12月	平成28年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	895	863	853	900	899	888
最低(円)	811	754	728	772	810	838

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員 の 状況】

男性10名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長		中 澤 芳 樹	昭和26年5月5日生	平成12年4月 平成12年5月 平成13年5月 平成14年11月 平成16年2月 平成21年6月 平成25年12月 平成27年8月 平成27年8月 日本E R I 株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長(現任) 日本E R I 株式会社代表取締役会 長(現任)	(注)2	234,400
代表取締役 社長		増 田 明 世	昭和33年7月28日生	平成15年4月 平成17年6月 平成23年8月 平成24年8月 平成24年8月 平成25年12月 平成27年8月 平成27年8月 日本E R I 株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役専務 株式会社E R I ソリューション取締 役(現任) 当社代表取締役専務経営企画グ ループ長 当社代表取締役社長(現任) 日本E R I 株式会社取締役(現 任)	(注)2	22,600
取締役		馬 野 俊 彦	昭和39年3月15日生	平成14年1月 平成17年6月 平成21年6月 平成24年8月 平成25年12月 平成27年8月 平成27年8月 日本E R I 株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役専務 当社代表取締役専務 当社取締役(現任) 日本E R I 株式会社代表取締役社 長(現任)	(注)2	23,000
取締役		横 瀬 弘 明	昭和30年12月16日生	平成19年1月 平成21年8月 平成24年8月 平成25年12月 日本E R I 株式会社入社 同社取締役(現任) 株式会社E R I ソリューション代 表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	(注)2	6,000
取締役		内 田 和 成	昭和26年10月31日生	昭和49年4月 昭和60年1月 平成12年6月 平成18年3月 平成18年4月 平成24年2月 平成24年6月 平成24年6月 平成24年8月 平成25年12月 平成27年2月 平成28年3月 日本航空株式会社入社 ボストンコンサルティンググルー プ 入社 同社日本代表 サントリー株式会社(現サントリー ホールディングス株式会社)社外監 査役 早稲田大学大学院商学研究科(現早 稲田大学大学院経営管理研究科)教 授(現任) キュービー株式会社社外監査役 三井倉庫株式会社(現三井倉庫ホー ルディングス株式会社)社外取締役 (現任) ライフネット生命保険株式会社社外 取締役 日本E R I 株式会社社外取締役 当社社外取締役(現任) キュービー株式会社社外取締役(現 任) ライオン株式会社社外取締役(現 任)	(注)2	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		山 宮 慎一郎	昭和45年2月4日生	平成7年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 新東京総合法律事務所入所 平成18年1月 同所パートナー 平成18年6月 日本E R I株式会社社外監査役 平成19年10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ 外国法事務弁護士事務所 坂井・三 村・相澤法律事務所(外国法共同事 業)パートナー 平成25年12月 当社社外監査役 平成27年4月 T M I 総合法律事務所パートナー (現任) 平成27年6月 元気寿司株式会社社外監査役(現 任) 平成27年8月 当社社外取締役(現任)	(注)2	0
常勤監査役		金 澤 秀 一	昭和25年3月9日生	平成22年4月 日本E R I株式会社入社 平成22年8月 同社取締役 平成25年8月 同社常勤監査役(現任) 平成25年12月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	2,400
監査役		大 塚 和 彦	昭和22年4月5日生	平成12年9月 日本E R I株式会社入社 平成14年6月 同社取締役 平成16年5月 日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社E R Iソリューション)監 査役(現任) 平成21年8月 日本E R I株式会社常勤監査役 株式会社東京建築検査機構監査役 平成25年6月 (現任) 平成25年8月 日本E R I株式会社監査役(現 任) 平成25年12月 当社監査役(現任) 平成26年12月 株式会社E R I アカデミー監査役 (現任)	(注)5	32,700
監査役		太 田 裕 士	昭和45年10月3日生	平成13年9月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ 監査法人)入所 平成18年1月 ジェイ・ブリッジ株式会社(現 ア ジア・アライアンス・ホールディ ングス株式会社)入社 平成18年11月 公認会計士太田裕士事務所設立、 代表(現任) 平成19年6月 日本E R I株式会社社外監査役 平成21年5月 東陽監査法人社員 平成25年12月 当社社外監査役(現任) 平成26年6月 東陽監査法人代表社員(現任) 平成27年8月 日本E R I株式会社監査役(現任)	(注)6	0
監査役		西 村 賢	昭和48年2月25日生	平成7年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 成和共同法律事務所(現成和明哲 法律事務所)入所 平成18年10月 同所パートナー 平成27年6月 株式会社宇野澤組鐵工所社外監査 役(現任) 平成27年8月 当社社外監査役(現任) 平成27年8月 日本E R I株式会社監査役(現任)	(注)7	0
計						321,100

- (注) 1 監査役のうち太田裕士、西村賢は、社外監査役であります。
- 2 取締役の任期は、平成28年5月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 取締役のうち内田和成、山宮慎一郎は、社外取締役であります。
- 4 常勤監査役金澤秀一の任期は、当社の設立日である平成25年12月2日から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 監査役大塚和彦の任期は、当社の設立日である平成25年12月2日から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 監査役太田裕士の任期は、当社の設立日である平成25年12月2日から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 7 監査役西村賢の任期は、当社定款第31条第2項の規定により、退任した監査役の任期の満了する時までとなり、当社の設立日である平成25年12月2日から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 8 当社は執行役員制度を導入しております。なお、平成28年8月30日現在の執行役員は次のとおりです。

役名	氏名	職名
代表取締役会長代表執行役員	中澤芳樹	
代表取締役社長代表執行役員	増田明世	
取締役上級執行役員	馬野俊彦	
取締役上級執行役員	横瀬弘明	
執行役員	小林勝一	株式会社東京建築検査機構 代表取締役社長
執行役員	加藤隆弘	株式会社ERIアカデミー 代表取締役社長
執行役員	加藤茂	経理財務グループ長
執行役員	竹之内哲次	経営企画グループ長
執行役員	松嶋直美	人事総務グループ長
執行役員	坂辰三	システムグループ長

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

##### <基本的な考え方>

当社グループは、日本E R I株式会社を中核とする建築分野における専門的な第三者機関によって構成される企業集団です。第三者検査という事業の性格を強く意識し、法律で義務付けられている確認・検査を含む建築物検査の大臣指定機関を傘下に置くことから、当社グループ全体でその使命を果たしながら、公共性と収益性のバランスの下、堅実な利益成長を確保することを目指しております。これは日本E R I株式会社が創業以来「七つの理念」として、経営の基本方針として掲げて来たもので、当社グループはその理念を継承していくものであります。

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方は、当社グループ各社が建築基準法等の執行機関として法令遵守を徹底するとともに、确实、迅速なサービス提供を確保し、企業活動の効率性と透明性を高めるという観点に立ち、経営体制を整備し、必要な施策を実施していくことであります。当社はこうした基本的な考えの下、グループ統括会社として各グループ会社を管理・監督し、全てのステークホルダーに信頼される経営の構築に努めて参ります。またこれは、経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

#### イ 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、グループ経営会議、監査役、監査役会、会計監査人及びグループコンプライアンス委員会を設置しております。

#### ロ 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項や当社グループの重要事項の審議と決議を行うほか、取締役の業務の執行を監督しております。なお、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

#### ハ グループ経営会議

グループ経営会議は、取締役会を補完し効率性を高めるため、その専決事項を除くグループ経営に関する重要事項を協議・決定しております。グループ経営会議は、常勤の取締役及び執行役員と子会社の社長により構成され、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時グループ経営会議を開催しております。

#### ニ 監査役会

当社は監査役会設置会社として、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成しております。定例監査役会は毎月1回開催し、各監査役は法務、財務・会計に関する専門的知見を生かし、取締役会や重要な会議への出席を通じ、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。

#### ホ 会計監査人

会計監査人には、有限責任 あずさ監査法人を選任しておりますが、同法人及び当社監査に従事する同法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

#### ヘ グループコンプライアンス委員会

グループコンプライアンス委員会は、当社の定款に定める業務全般に関して、法令遵守を推進するとともに、会社法が定める「会社の業務の適正を確保する内部統制システムの整備を図る」という目的に基づき設置されております。委員会は社長直属の組織として、社外弁護士等を含む委員で構成され、原則3ヶ月に1回以上開催しております。

ト 企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役設置会社形態を採用しておりますが、社外監査役を含めた監査役による監査体制の強化・充実等により経営監視機能面で十分に機能する体制が整っております。更に取締役会における監督機能と意思決定の透明性を一層向上させるため、社外取締役を2名選任しております。

チ 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務の適正を確保するための体制について基本方針を定めており、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に努めております。また、内部統制を主管する部署として、経営企画グループ内に内部統制室を設置しており、内部統制上の課題や対応を適宜見直すことで、より適正かつ効率的な体制を実現しております。

リ リスク管理体制の整備状況等

当社が、「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「E R Iグループ倫理に関する規程」を定めており、法令遵守を経営の最重要課題と位置付け、全役職員に周知徹底する。
- ・ コンプライアンス担当役員を置き、人事総務グループ法務コンプライアンス室をコンプライアンス担当部署とする。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス担当部署からの補佐や社長の下に設置されたグループコンプライアンス委員会の諮問等を受けて、コンプライアンスを推進し統括管理する。
- ・ 内部監査を所管する監査グループの陣容をより充実化させ、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。また、監査結果はグループ経営会議において報告をする。
- ・ 役職員に対するコンプライアンス研修を、新人研修を始めとして行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する企業風土、意識の醸成を図る。

(b) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定・報告等の文書保存及び管理に関しては、別途定められた文書の作成・保存・廃棄に関する「文書管理規程」及び「稟議規程」に従う。保管場所は「文書管理規程」に定めるところによるが、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、本社において閲覧が可能となるものでなければならない。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

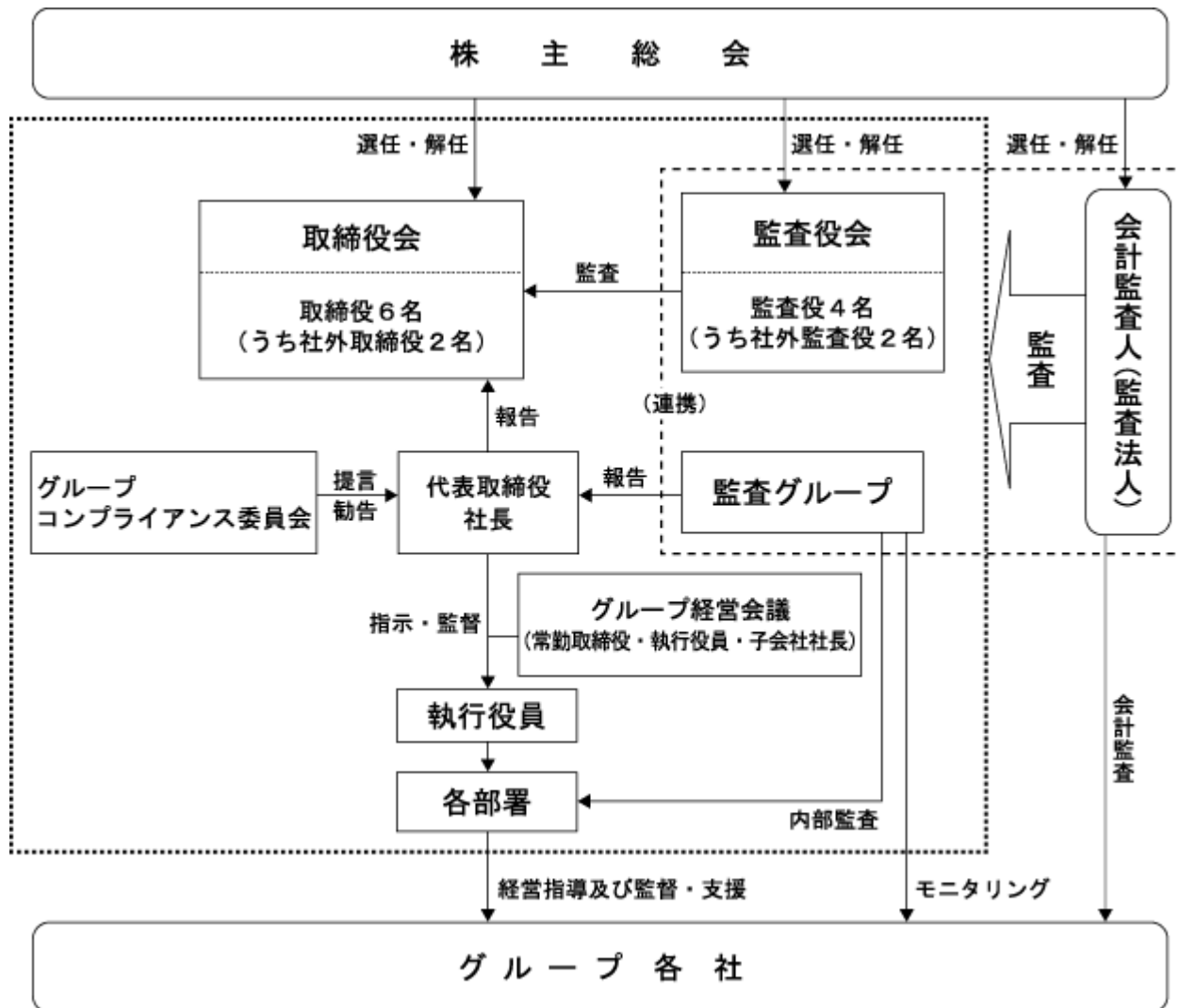
当社グループ全体のリスク状況への対応については、別途定められた「グループリスク管理規程」に基づき各部署への浸透を図る。各部署の所管業務に付随するリスク管理は当該部署が行い、各部署の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役等に報告する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、当社及び各グループ会社の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

- (e) 当社及びそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
「E R Iグループ倫理に関する規程」をグループ・コンプライアンス・ポリシーとして、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努め、リスク管理体制を適切に構築し運用する。グループ会社管理の担当部署は経営企画グループとし、「関係会社管理規程」等に基づいてグループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。取締役会専決事項を除く企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、代表取締役、常勤の取締役及び執行役員とグループ会社の社長等で構成されるグループ経営会議を組織し、審議する。監査グループは「内部監査規程」に基づき、グループ全体の監査を実施する。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役は、その職務の執行に必要な場合は、監査グループ所属員等に監査役の職務の遂行の補助を委嘱し、必要な事項を命令することができる。
- (g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
補助すべき使用人が兼任で監査役補助職務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。該当使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役会に相談し、その意見を尊重する。
- (h) 監査役の使用人の指示の実効性の確保に関する事項  
当社における監査役監査を補助すべき使用人に関する「監査役スタッフ規程」に基づき、監査役の活動を円滑かつ効果的にするための体制確保に努める。
- (i) 監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、グループ全体又はグループ各社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、当社及びグループ各社の役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他管理情報、内部統制の状況等につき、「監査役会規程」、「内部監査規程」、「監査役スタッフ規程」及び「内部統制規程」等に基づき監査役に報告する。また、監査役会は必要に応じ、いつでも役職員に報告を求めることができるものとする。
- (j) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
報告者に対し「内部監査規程」に基づき匿名性確保をするとともに報告者に対しそのことを理由として、不利な取扱いを受けることがないよう保護するものとする。
- (k) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針  
監査役は、当社に対し職務の執行上必要となる費用等について「監査役監査規程」等に基づきその費用の前払い及び償還を受けることができる。
- (l) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制  
役職員の監査役監査に対する認識及び理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換、また監査グループとの連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (m) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制  
当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。平素より、警察、顧問弁護士との連絡を密にし、反社会的勢力対応をしており、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として拒絶する。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概要は次の模式図のとおりであります。





内部監査及び監査役監査

イ 内部監査

当社は、グループ会社を含めた業務プロセスの遵法性、適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で社長直属の組織として監査グループを設置しております。監査グループの常勤スタッフは1名ですが、日本E R I株式会社の監査部のスタッフ3名に加え、監査毎に業務に精通したスタッフを監査員に委嘱することにより、内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況、業務規程の遵守状況などを監査し、監査後は遅滞なく改善状況を報告させることで、内部監査の実効性を担保しております。また、会計監査人や監査役とも随時意見交換を行い、連携をとっております。

ロ 監査役監査

監査役は、監査方針及び計画を定め、取締役会等、重要会議への出席の他、グループ会社の往査・調査を実施しております。更に、会計監査人との情報・意見交換、協議、内部監査部門である監査グループからの定例の監査報告等により相互に連携を強化し、監査の向上に取り組んでおります。

社外取締役及び社外監査役

イ 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名です。（平成28年8月30日現在）

ロ 社外取締役及び社外監査役の当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割  
 （社外取締役）

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
内田 和成 （平成25年12月就任）	内田氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、コンサルティングファームにおける企業経営者としての豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を活かし、独立した立場から当社の経営を監督することを期待しております。
山宮 慎一郎 （平成27年8月就任）	山宮氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、弁護士としての専門的知見を活かし、独立した立場から当社の経営を監督することを期待しております。

（社外監査役）

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
太田 裕士 （平成25年12月就任）	太田氏は、過去（10年前）に、日本E R I株式会社の会計監査人であった朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）の職員として関与していましたが、平成17年11月に同監査法人を退所しており、現在、当社と同氏間に特別な利害関係はありません。同氏には、公認会計士としての専門的知見を活かし、内部統制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。
西村 賢 （平成27年8月就任）	西村氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、弁護士として専門的知見を活かし、監査体制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。

## 八 独立性に関する基準・方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社における社外取締役及び社外監査役のうち、以下の要件のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断します。

- (a) 現在または過去における当社グループの業務執行者（注1）であった者
- (b) 現在または過去3事業年度において、以下の要件に該当する者
  - ・当社グループの主要な取引企業（注2）の業務執行者
  - ・当社グループの主要な借入先（注3）またはその業務執行者
  - ・当社の大株主（注4）またはその業務執行者
  - ・当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
  - ・当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ている法律専門家、会計専門家またはコンサルタント等（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
  - ・当社グループから多額の寄付（注6）を受けるものまたはその業務執行者
- (c) 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族もしくは同居の親族
  - ・現在または過去5事業年度における当社グループの業務執行者
  - ・上記2.の（1）から（6）で就任を制限している対象者

- （注）1 取締役（社外取締役を除く）・執行役員または使用人
- 2 取引の支払額または受取額が、当社グループまたは取引先の連結売上高の2%以上を占める
- 3 当社連結貸借対照表の資産合計額の2%以上の長期借入がある場合
- 4 議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者
- 5 個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当社の連結売上高の2%を超える場合
- 6 個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当社の連結売上高の2%を超える場合

## 二 社外取締役及び社外監査役による監督・監査と内部監査、及び会計監査との相互連携、並びに内部統制部門との関係

社外監査役は常勤監査役と密接に連携し、必要な報告を受けるとともに会計監査人や内部監査部門との定期的会合や、定期報告を通じて意見交換・情報収集を行い、相互に連携を図っております。さらに、内部統制システムの整備を図る目的に設置されたグループコンプライアンス委員会（四半期に1回開催）にも出席し、提言・勧告等行っております。

社外取締役は、取締役会への出席を通じて、内部監査・監査役監査・会計監査及び内部統制についての報告を受け、適宜意見を述べる体制を構築し、経営の監督機能強化を図っております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	140,760	140,760			8
監査役 (社外監査役を除く)	26,040	26,040			2
社外役員	21,360	21,360			5

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

株主総会の決議により定められた報酬限度額（取締役400,000千円以内、監査役100,000千円以内）の範囲内で、内規に基づき、決定しております。

なお、取締役の報酬は、基本報酬と賞与から構成し、取締役会により決定いたします。基本報酬は、各取締役の役位に応じて支給し、賞与については、会社の営業成績を考慮し支給いたします。

株式の保有状況

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任しておりますが、同法人及び当社監査に従事する同法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は同法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当期における監査体制等は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員 金子 靖	有限責任 あずさ監査法人	1年
指定有限責任社員 業務執行社員 佐久間 清光	有限責任 あずさ監査法人	3年

(注) 1 平成16年4月1日より適用されている公認会計士法第34条の11の3に定める業務執行社員のローテーション制度に基づく継続監査年数は、金子靖が1年、佐久間清光が3年であります。

2 監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の監査計画に基づき決定されております。具体的には、公認会計士7名及びその他7名で構成されております。

取締役の定数及び取締役選任の決議要件

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

#### 監査役の数及び監査役選任の決議要件

当社の監査役は4名以内とする旨定款に定めております。また、監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

#### 責任限定契約の内容の概要

- イ 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
- ロ 当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
- ハ 当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、20百万円又は会計監査人としての在職中の報酬その他の職務執行の対価、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

- イ 自己株式取得の要件  
当社は機動的な資本政策の実施を図るため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨定款に定めております。
- ロ 剰余金の配当等の決定機関  
当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
- ハ 取締役及び監査役の責任免除  
当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。
- ニ 会計監査人の責任免除  
当社は、会計監査人の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	15,500	1,800	14,500	
連結子会社	17,500	881	16,500	
計	33,000	2,681	31,000	

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務内容の調査業務であります。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、特別な方針等は定めておりませんが、その決定に当たっては監査業務に要する日数等を勘案して決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年6月1日から平成28年5月31日まで)及び事業年度(平成27年6月1日から平成28年5月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等について適格に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準及びわが国を取り巻く会計環境等に関する情報の提供を受けております。また同法人及び監査法人等が行うセミナー研修への参加や、会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年5月31日)	当連結会計年度 (平成28年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,341,919	2,337,409
売掛金	480,997	453,119
有価証券	100,002	
仕掛品	350,933	298,917
繰延税金資産	177,715	173,076
その他	105,767	93,272
貸倒引当金	413	271
流動資産合計	3,556,922	3,355,524
固定資産		
有形固定資産		
建物	126,723	133,495
減価償却累計額	60,717	67,847
建物（純額）	66,005	65,647
工具、器具及び備品	171,880	197,341
減価償却累計額	133,153	150,734
工具、器具及び備品（純額）	38,727	46,606
有形固定資産合計	104,733	112,254
無形固定資産		
ソフトウェア	136,769	174,248
その他	1,861	1,453
無形固定資産合計	138,631	175,702
投資その他の資産		
差入保証金	400,395	407,689
繰延税金資産	35,195	35,321
その他	60,942	23,909
貸倒引当金	691	31
投資その他の資産合計	495,841	466,888
固定資産合計	739,206	754,845
資産合計	4,296,128	4,110,369

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年5月31日)	当連結会計年度 (平成28年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	86,998	
未払金	247,253	171,833
未払費用	609,570	578,133
未払法人税等	113,914	164,579
前受金	666,608	572,408
債務保証損失引当金	24,403	
その他	251,081	143,035
流動負債合計	1,999,830	1,629,989
固定負債		
退職給付に係る負債	100,937	92,475
長期未払金	123,060	67,780
固定負債合計	223,997	160,255
負債合計	2,223,827	1,790,244
純資産の部		
株主資本		
資本金	992,784	992,784
資本剰余金	26,304	26,304
利益剰余金	1,101,184	1,296,225
自己株式	52,980	70
株主資本合計	2,067,292	2,315,243
非支配株主持分	5,008	4,882
純資産合計	2,072,301	2,320,125
負債純資産合計	4,296,128	4,110,369



## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成26年6月1日 至平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)
売上高	11,949,056	11,470,660
売上原価	8,985,204	8,212,174
売上総利益	2,963,851	3,258,486
販売費及び一般管理費	1 2,671,759	1 2,688,515
営業利益	292,092	569,970
営業外収益		
受取利息	2,291	1,579
保険配当金	7,680	5,865
受取手数料	5,201	4,658
受取保険金	21,380	41,478
保険解約返戻金		20,891
雑収入	4,691	1,568
営業外収益合計	41,245	76,043
営業外費用		
支払利息	1,582	2,608
債務保証損失		17,202
雑損失	290	236
営業外費用合計	1,872	20,047
経常利益	331,464	625,966
特別損失		
固定資産除却損	2 45	2 2,771
訴訟関連損失	184,374	
債務保証損失引当金繰入額	24,403	
特別損失合計	208,823	2,771
税金等調整前当期純利益	122,641	623,195
法人税、住民税及び事業税	105,831	204,463
法人税等調整額	2,276	4,512
法人税等合計	103,554	208,976
当期純利益	19,086	414,218
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失( )	694	126
親会社株主に帰属する当期純利益	18,391	414,345

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)
当期純利益	19,086	414,218
その他の包括利益		
その他の包括利益合計		
包括利益	19,086	414,218
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	18,391	414,345
非支配株主に係る包括利益	694	126

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	992,784	26,304	1,349,091	173,230	2,194,949
当期変動額					
剰余金の配当			266,298		266,298
親会社株主に帰属する当期純利益			18,391		18,391
自己株式の処分				120,250	120,250
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			247,907	120,250	127,657
当期末残高	992,784	26,304	1,101,184	52,980	2,067,292

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	5,046	2,199,996
当期変動額		
剰余金の配当		266,298
親会社株主に帰属する当期純利益		18,391
自己株式の処分		120,250
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	37	37
当期変動額合計	37	127,694
当期末残高	5,008	2,072,301

当連結会計年度(自 平成27年 6 月 1 日 至 平成28年 5 月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	992,784	26,304	1,101,184	52,980	2,067,292
当期変動額					
剰余金の配当			219,304		219,304
親会社株主に帰属する当期純利益			414,345		414,345
自己株式の処分				52,910	52,910
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			195,040	52,910	247,950
当期末残高	992,784	26,304	1,296,225	70	2,315,243

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	5,008	2,072,301
当期変動額		
剰余金の配当		219,304
親会社株主に帰属する当期純利益		414,345
自己株式の処分		52,910
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	126	126
当期変動額合計	126	247,823
当期末残高	4,882	2,320,125

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	122,641	623,195
減価償却費	67,154	66,472
債務保証損失引当金の増減額 ( は減少 )	24,403	24,403
受取利息	2,291	1,579
支払利息	1,582	2,608
受取保険金	21,380	41,478
固定資産除却損	45	2,771
訴訟関連損失	184,374	
売上債権の増減額 ( は増加 )	4,953	29,047
たな卸資産の増減額 ( は増加 )	11,755	52,015
未払金の増減額 ( は減少 )	38,822	68,973
未払費用の増減額 ( は減少 )	15,940	31,436
前受金の増減額 ( は減少 )	40,699	94,199
その他	94,697	155,347
小計	400,843	358,689
利息及び配当金の受取額	2,326	1,587
利息の支払額	3,169	3,030
供託金の返還による収入	135,000	
訴訟関連損失の支払額	167,374	17,000
保険金の受取額	21,380	41,478
法人税等の支払額又は還付額 ( は支払 )	326,198	129,372
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>715,205</b>	<b>252,352</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の償還による収入	100,000	100,000
子会社株式の取得による支出	750	
固定資産の取得による支出	88,920	106,112
差入保証金の差入による支出	1,056	19,219
差入保証金の回収による収入	38,273	7,711
その他	10,571	30,854
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>36,974</b>	<b>13,232</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	98,809	86,998
配当金の支払額	261,756	218,693
自己株式の処分による収入	98,413	35,596
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>262,153</b>	<b>270,095</b>
現金及び現金同等物の増減額 ( は減少 )	490,026	4,510
現金及び現金同等物の期首残高	1,851,291	2,341,318
現金及び現金同等物の期末残高	2,341,318	2,336,808

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

日本E R I株式会社

株式会社E R Iソリューション

株式会社E R Iアカデミー

株式会社東京建築検査機構

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、株式会社東京建築検査機構は、決算日を5月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当連結会計年度における会計期間は14か月となっております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、当社グループは資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)  
、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)  
等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲したうえで、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1) から(分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2) 及び(分類3) に係る分類の要件

(分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4) に係る分類の要件を満たす企業が(分類2) 又は(分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年5月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っていましたが、平成27年11月をもちまして、持株会信託は保有する当社株式をすべて売却し、銀行からの借入金の返済を完了しております。

(1) 取引の概要

当社子会社である日本E R I株式会社は、平成25年10月8日開催の取締役会の決議により、従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員持株会信託型E S O P」(以下、「本制度」といいます。)を導入しました。平成25年12月2日付の単独株式移転による持株会社設立に伴い、運営主体を当社に変更するとともに現物配当によりE S O P信託財産が当社に移管されました。

本制度では、当社が「E R Iホールディングス従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」といいます。)を設定し、持株会信託は導入後約2年半にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行ったうえで、株式市場から予め取得します。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は当連結会計年度末はありません。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は当連結会計年度末はありませんでしたが、期中平均株式数は8,511株であります。期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(4) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

信託における帳簿価額は当連結会計年度末はありません。



(連結貸借対照表関係)

当座貸越契約及びコミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年5月31日)	当連結会計年度 (平成28年5月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	2,200,000千円	2,100,000千円
借入実行残高	〃	〃
差引額	2,200,000千円	2,100,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年6月1日 至平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)
給与手当	1,048,260千円	1,009,418千円
役員報酬	251,845 〃	298,032 〃
退職給付費用	42,884 〃	45,885 〃
貸倒引当金繰入額	362 〃	752 〃

(表示方法の変更)

「役員報酬」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より掲記しております。この表示方法の変更を反映するため、前連結会計年度の当該費目及び金額を掲記しております。

2 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年6月1日 至平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)
建物	千円	2,326千円
工具、器具及び備品	45 〃	444 〃
計	45千円	2,771千円

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	7,832,400			7,832,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	133,283		92,500	40,783

(注) 1 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の株式数には、持株会信託が所有する当社株式をそれぞれ133,200株、40,700株含めて記載しております。

2 減少数の内訳は、持株会信託による当社株式の売却による減少92,500株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年7月8日 取締役会(注)1	普通株式	133,149	17	平成26年5月31日	平成26年7月31日
平成26年12月26日 取締役会(注)2	普通株式	133,149	17	平成26年11月30日	平成27年1月30日

(注) 1 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金2,264千円が含まれております。

2 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金1,504千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年7月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	101,820	13	平成27年5月31日	平成27年7月31日

(注) 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金529千円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	7,832,400			7,832,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	40,783		40,700	83

(注) 1 当連結会計年度期首の株式数には、持株会信託が所有する当社株式40,700株を含めて記載しております。

2 減少数の内訳は、持株会信託による当社株式の売却による減少40,700株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年7月14日 取締役会(注)	普通株式	101,820	13	平成27年5月31日	平成27年7月31日
平成27年12月28日 取締役会	普通株式	117,484	15	平成27年11月30日	平成28年1月29日

(注) 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金529千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年7月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	117,484	15	平成28年5月31日	平成28年7月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)
現金及び預金	2,341,919千円	2,337,409千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	601 "	601 "
現金及び現金同等物	2,341,318千円	2,336,808千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等とし、一部を安全性の高い金融資産としており、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信・売掛債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、運転資金として短期借入金を利用しております。これらの支払に係る流動性リスクは、月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち40.7%が大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2参照)

前連結会計年度(平成27年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額( ) (千円)	時価( ) (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,341,919	2,341,919	
(2) 売掛金	480,997	480,997	
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	100,002	100,629	626
(4) 1年内返済予定の長期借入金	(86,998)	(86,998)	
(5) 未払金	(247,253)	(247,253)	
(6) 未払法人税等	(113,914)	(113,914)	

( ) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

当連結会計年度(平成28年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額( ) (千円)	時価( ) (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,337,409	2,337,409	
(2) 売掛金	453,119	453,119	
(3) 未払金	(171,833)	(171,833)	
(4) 未払法人税等	(164,579)	(164,579)	

( ) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未払金、及び(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成27年5月31日	平成28年5月31日
差入保証金(*1)	400,395	407,689
長期未払金(*2)	(123,060)	(67,780)

( ) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*1)市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2)役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,341,919			
売掛金	480,997			
有価証券 満期保有目的の債券(社債)	100,000			
合計	2,922,917			

当連結会計年度(平成28年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,337,409			
売掛金	453,119			
合計	2,790,529			

4 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成27年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	86,998					
合計	86,998					

(注) 長期借入金は、「従業員持株会信託型E S O P」の導入に伴うものであり、持株会信託は1年以内に信託期間の終了を予定しております。

当連結会計年度(平成28年5月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年5月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	100,002	100,629	626
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
合計	100,002	100,629	626

当連結会計年度(平成28年5月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。なお、確定拠出年金制度の加入資格がない者については、確定給付制度として退職一時金制度を設けております。

当社には退職給付制度はありません。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	104,977千円	100,937 千円
退職給付費用	43,459 "	37,544 "
退職給付の支給額	47,499 "	46,006 "
退職給付に係る負債の期末残高	100,937千円	92,475 千円

## (2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前連結会計年度43,459千円、当連結会計年度37,544千円であります。

## 3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度189,833千円、当連結会計年度194,712千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)		(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	
<b>繰延税金資産</b>				
未払事業税	8,129千円		9,209千円	
未払賞与	116,534 "		130,912 "	
退職給付に係る負債	32,891 "		32,121 "	
長期未払金	39,772 "		23,439 "	
繰越欠損金	131,871 "		116,824 "	
その他	56,866 "		54,236 "	
小計	386,066 "		366,744 "	
評価性引当額	173,128 "		158,347 "	
繰延税金資産合計	212,937千円		208,397千円	
<b>繰延税金負債</b>				
未収還付事業税	27千円		千円	
繰延税金負債合計	27千円		千円	
繰延税金資産の純額	212,910千円		208,397千円	

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)		(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	
法定実効税率	35.6%			
(調整)				
住民税均等割等	38.9 "			
交際費等永久に損算入されない項目	1.3 "			
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	12.4 "			
評価性引当額の増減	5.4 "			
その他	1.6 "			
税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.4%			

(注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 3. 法人税率等の変更による影響

平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおり変更されております。

平成28年5月31日まで	33.1%
平成28年6月1日から平成30年5月31日	30.9%
平成30年6月1日以降	30.6%

その結果、繰延税金資産の純額が3,623千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額が3,623千円増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

一部の連結子会社は、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込み期間は不動産賃貸借契約開始から15年間を採用しております。

2. 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法を用いているものに関して、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額の増減は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
期首残高	100,059千円	100,741千円
新たな賃貸借契約の締結等に伴う増加額	681 "	4,396 "
既存の賃貸借契約の解約等に伴う減少額	"	4,922 "
期末残高	100,741千円	100,215 千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社名にあるとおり建築物等に関する、Evaluation (評価) Rating (格付け) Inspection (検査) を専門的第三者機関として実施する事業活動を展開しております。当社は、経営組織の形態及びサービスの特性の類似性に基づき、複数の事業セグメントを集約したうえで、「確認検査事業」「住宅性能評価及び関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

「確認検査事業」は日本E R I株式会社における建築基準法に基づく建築物の確認検査業務であります。

「住宅性能評価及び関連事業」は日本E R I株式会社における住宅品確法に基づく新築住宅及び既存住宅の住宅性能評価業務、長期優良住宅の認定に係る技術的審査業務、省エネ住宅ポイント制度に係る証明業務であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	確認検査 事業	住宅性能 評価及び 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,032,381	2,691,764	9,724,146	2,224,909	11,949,056		11,949,056
セグメント間の内部 売上高又は振替高				79,719	79,719	79,719	
計	7,032,381	2,691,764	9,724,146	2,304,629	12,028,775	79,719	11,949,056
セグメント利益	31,065	62,660	93,725	198,366	292,092		292,092
セグメント資産	967,797	362,389	1,330,187	436,851	1,767,038	2,529,090	4,296,128
その他の項目							
減価償却費	36,117	19,100	55,218	11,936	67,154		67,154
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	25,759	19,987	45,746	31,650	77,396		77,396

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、超高層建築物の構造評定、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保責任保険の検査、共同住宅の音環境評価、土壌汚染調査、不動産取引等におけるデューデリジェンス(調査)やインスペクション(検査)、建築資金支払管理、子会社である株式会社東京建築検査機構における事業などが含まれております。

2 セグメント資産の調整額2,529,090千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金等)及び管理部門にかかる資産であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	確認検査 事業	住宅性能 評価及び 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,088,679	2,914,469	9,003,148	2,467,511	11,470,660		11,470,660
セグメント間の内部 売上高又は振替高				178,657	178,657	178,657	
計	6,088,679	2,914,469	9,003,148	2,646,169	11,649,318	178,657	11,470,660
セグメント利益	298,724	66,179	364,904	205,065	569,970		569,970
セグメント資産	923,884	363,547	1,287,431	455,803	1,743,234	2,367,135	4,110,369
その他の項目							
減価償却費	32,632	20,661	53,294	13,177	66,472		66,472
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	65,267	25,824	91,091	23,151	114,243		114,243

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、超高層建築物の構造評定、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保責任保険の検査、土壌汚染調査、不動産取引等におけるデューデリジェンス(調査)やインスペクション(検査)、建築資金支払管理、株式会社東京建築検査機構における事業などが含まれております。
- 2 セグメント資産の調整額2,367,135千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金等)及び管理部門にかかる資産であります。
- 3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業株式会社	1,584,523	確認検査事業 住宅性能評価及び関連事業

当連結会計年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業株式会社	1,483,796	確認検査事業 住宅性能評価及び関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

(単位：千円)

	確認検査事業	住宅性能評価及び 関連事業	その他	合計
当期償却額			425	425
当期末残高			1,427	1,427

当連結会計年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

(単位：千円)

	確認検査事業	住宅性能評価及び 関連事業	その他	合計
当期償却額			407	407
当期末残高			1,019	1,019

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
1株当たり純資産額	265円32銭	295円60銭
1株当たり当期純利益金額	2円37銭	52円96銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	18,391	414,345
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	18,391	414,345
普通株式の期中平均株式数(株)	7,744,342	7,823,806

- (注) 1株当たり当期純利益金額を算定するための普通株式の期中平均株式数について、持株会信託が所有する当社株式の数を控除しております。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	86,998			
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他有利子負債				
合計	86,998			

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

1. 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,912,798	5,923,650	8,685,301	11,470,660
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	111,741	336,154	499,429	623,195
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (千円)	74,119	205,982	339,763	414,345
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	9.50	26.36	43.44	52.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益金額 (円)	9.50	16.84	17.08	9.52

2. 重要な訴訟事件等

当社の連結子会社である日本E R I株式会社(以下、「日本E R I」といいます。)が、平成22年6月22日付にて、医療法人ワカサ会から、日本E R I他、設計・監理会社1社、建設会社1社を被告として提訴されていた損害賠償請求について、広島地方裁判所は、平成28年3月30日、日本E R Iに対する請求をいずれも棄却する判決を言渡しました。医療法人ワカサ会は、当該判決を不服として、平成28年4月11日付にて日本E R Iに対し控訴を提起(請求金額20億3,921万6,822円及びうち20億1,921万6,822円に対する平成22年6月29日から支払済みまで年5分の割合の金員)し、現在、広島高等裁判所において係争中であります。

当社といたしましては、日本E R Iが当該損害賠償請求を受けるべき理由は無いものと考えており、引続き裁判でその正当性を主張し解決を図っていく方針であります。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	627,465	849,991
未収入金	55,944	52,164
前払費用	3,817	7,849
繰延税金資産	9,808	46
その他	24,412	7,472
流動資産合計	721,448	917,522
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品		4,839
減価償却累計額		41
工具、器具及び備品(純額)		4,798
有形固定資産合計		4,798
無形固定資産		
ソフトウェア	4,010	73,589
無形固定資産合計	4,010	73,589
投資その他の資産		
関係会社株式	2,344,726	1,844,726
その他		472
投資その他の資産合計	2,344,726	1,845,198
固定資産合計	2,348,736	1,923,585
資産合計	3,070,185	2,841,108



(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	86,998	
未払金	18,510	81,115
未払費用	2,255	847
未払法人税等	30,223	
預り金	5,936	4,376
債務保証損失引当金	24,403	
その他	18,523	3,546
流動負債合計	186,851	89,885
負債合計	186,851	89,885
純資産の部		
株主資本		
資本金	992,784	992,784
資本剰余金		
資本準備金	26,304	26,304
その他資本剰余金	1,333,837	1,333,837
資本剰余金合計	1,360,141	1,360,141
利益剰余金		
利益準備金	26,629	48,560
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	556,758	349,807
利益剰余金合計	583,388	398,367
自己株式	52,980	70
株主資本合計	2,883,333	2,751,223
純資産合計	2,883,333	2,751,223
負債純資産合計	3,070,185	2,841,108

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年 6 月 1 日 至 平成27年 5 月31日)		当事業年度 (自 平成27年 6 月 1 日 至 平成28年 5 月31日)	
営業収益	1	575,100	1	579,600
営業費用	1, 2	493,295	1, 2	506,747
営業利益		81,804		72,852
営業外収益				
受取利息		149		169
雑収入		72		
営業外収益合計		222		169
営業外費用				
支払利息		1,582		2,608
債務保証損失				17,202
営業外費用合計		1,582		19,810
経常利益		80,445		53,211
特別損失				
債務保証損失引当金繰入額		24,403		
特別損失合計		24,403		
税引前当期純利益		56,041		53,211
法人税、住民税及び事業税		30,712		9,165
法人税等調整額		8,686		9,762
法人税等合計		22,026		18,927
当期純利益		34,015		34,284

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141
当期変動額				
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
自己株式の処分				
当期変動額合計				
当期末残高	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
繰越利益剰余金						
当期首残高		815,671	815,671	173,230	2,995,366	2,995,366
当期変動額						
剰余金の配当		266,298	266,298		266,298	266,298
利益準備金の積立	26,629	26,629				
当期純利益		34,015	34,015		34,015	34,015
自己株式の処分				120,250	120,250	120,250
当期変動額合計	26,629	258,913	232,283	120,250	112,033	112,033
当期末残高	26,629	556,758	583,388	52,980	2,883,333	2,883,333

当事業年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141
当期変動額				
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
自己株式の処分				
当期変動額合計				
当期末残高	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金				
		繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	26,629	556,758	583,388	52,980	2,883,333	2,883,333
当期変動額						
剰余金の配当		219,304	219,304		219,304	219,304
利益準備金の積立	21,930	21,930				
当期純利益		34,284	34,284		34,284	34,284
自己株式の処分				52,910	52,910	52,910
当期変動額合計	21,930	206,951	185,020	52,910	132,110	132,110
当期末残高	48,560	349,807	398,367	70	2,751,223	2,751,223

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っていましたが、平成27年11月をもちまして、持株会信託は保有する当社株式をすべて売却し、銀行からの借入金の返済を完了しております。

(1) 取引の概要

当社子会社である日本E R I株式会社は、平成25年10月8日開催の取締役会の決議により、従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員持株会信託型E S O P」(以下、「本制度」といいます。)を導入しました。平成25年12月2日付の単独株式移転による持株会社設立に伴い、運営主体を当社に変更するとともに現物配当によりE S O P信託財産が当社に移管されました。

本制度では、当社が「E R Iホールディングス従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」といいます。)を設定し、持株会信託は導入後約2年半にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行ったうえで、株式市場から予め取得します。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は当事業年度末はありません。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は当事業年度末はありませんでしたが、期中平均株式数は8,511株であります。期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(4) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

信託における帳簿価額は当事業年度末はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
短期金銭債権	55,953千円	52,177千円
短期金銭債務	13,475 "	63,013 "

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。  
この契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	1,200,000千円	1,600,000千円
借入実行残高	"	"
差引額	1,200,000千円	1,600,000千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年6月1日 至平成27年5月31日)	当事業年度 (自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)
営業収益	575,100千円	579,600千円
営業費用	52,800 "	56,100 "
営業取引以外の取引	"	41,000 "

2. 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年6月1日 至平成27年5月31日)	当事業年度 (自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)
役員報酬	226,510千円	188,160千円
給与手当	82,917 "	120,332 "
業務委託費	52,800 "	52,800 "

(有価証券関係)

前事業年度(平成27年5月31日)

子会社株式(貸借対照表価額2,344,726千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成28年5月31日)

子会社株式(貸借対照表価額1,844,726千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,731千円	46千円
関係会社株式	80,029 "	77,286 "
債務保証損失引当金	8,077 "	"
小計	89,838 "	77,332 "
評価性引当金	80,029 "	77,286 "
繰延税金資産合計	9,808千円	46千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
住民税均等割額	1.7 "	1.8 "
交際費等永久に損金算入されない項目	0.9 "	0.9 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.3 "	0.0 "
その他	0.2 "	0.2 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.3%	35.6%

3. 法人税率等の変更による影響

平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおり変更されております。

平成28年5月31日まで	33.1%
平成28年6月1日から平成30年5月31日	30.9%
平成30年6月1日以降	30.6%

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形 固定資産	工具、器具及び備品		4,839		41	4,798	41
	計		4,839		41	4,798	41
無形 固定資産	ソフトウェア	4,010	70,649		1,071	73,589	1,200
	計	4,010	70,649		1,071	73,589	1,200

(注) 当期増加額及び減少額の主な内容は次のとおりであります。

工具、器具及び備品の増加の主な内容は、サーバ機器4,429千円であります。  
 ソフトウェアの増加の内容は、建築関連法令データベース41,000千円並びに就業及び経費管理システム29,649千円であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
債務保証損失引当金	24,403		24,403	

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公示方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="http://www.h-eri.co.jp">http://www.h-eri.co.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第2期）（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）平成27年8月28日関東財務局長に提出。

#### (2) 有価証券報告書の確認書

事業年度（第2期）（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）平成27年8月28日関東財務局長に提出。

#### (3) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第2期）（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）平成27年8月28日関東財務局長に提出。

#### (4) 四半期報告書

第3期第1四半期（自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日）平成27年9月30日関東財務局長に提出。

第3期第2四半期（自 平成27年9月1日 至 平成27年11月30日）平成27年12月28日関東財務局長に提出。

第3期第3四半期（自 平成27年12月1日 至 平成28年2月29日）平成28年3月29日関東財務局長に提出。

#### (5) 四半期報告書の確認書

第3期第1四半期（自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日）平成27年9月30日関東財務局長に提出。

第3期第2四半期（自 平成27年9月1日 至 平成27年11月30日）平成27年12月28日関東財務局長に提出。

第3期第3四半期（自 平成27年12月1日 至 平成28年2月29日）平成28年3月29日関東財務局長に提出。

#### (6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 平成27年8月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号（連結子会社に対する訴訟の提起）の規定に基づく臨時報告書 平成28年7月4日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年8月30日

E R Iホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 靖

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐久間 清光

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているE R Iホールディングス株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E R Iホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、E R Iホールディングス株式会社の平成28年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、E R Iホールディングス株式会社が平成28年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成28年 8月30日

E R Iホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 靖

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐久間 清光

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているE R Iホールディングス株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E R Iホールディングス株式会社の平成28年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。